

決算特別委員会記録

○開催日 令和6年9月19日 午前9時30分～午後3時31分

○場所 議場

○出席委員

| | |
|---------------|----------------|
| 7番 豊留 榮子 委員長 | 11番 橋口 洋一 副委員長 |
| 3番 辻本 貴志 委員 | 4番 上迫 正幸 委員 |
| 5番 水野 正子 委員 | 6番 立石 幸徳 委員 |
| 8番 眞茅 弘美 委員 | 9番 禰占 通男 委員 |
| 10番 平田 るり子 委員 | 12番 吉嶺 周作 委員 |

議長 永野 慶一郎

【議題】

認定事項第1号 令和5年度枕崎市一般会計歳入歳出決算

[歳入] [総括]

認定事項第2号 令和5年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定事項第3号 令和5年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認定事項第4号 令和5年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算

【審査結果】

認定事項第1号 認定すべきもの（全会一致）

認定事項第2号 認定すべきもの（全会一致）

認定事項第3号 認定すべきもの（全会一致）

認定事項第4号 認定すべきもの（全会一致）

〔歳入〕

○委員長（豊留榮子） 決算特別委員会を再開いたします。

次に、歳入と一般会計全般の総括にも入りたいと思います。

本日は、委員長としましては一般会計については午前中に審査を終えたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

まず、歳入の審査に入ります。

決算書の17ページから26ページまで、決算報告書の82ページから119ページまで、監査委員の審査意見書の3ページから11ページまでです。

それでは審査をお願いいたします。

○10番（平田るり子） 審査意見書の4ページ、市税収入状況の2つ目の表で、市民税が増えています。令和5年度市民税が増えているのに、固定資産税が減った理由を教えてください。

○税務課長（鮫島眞一） 10番委員からの、市民税が令和4年度と令和5年度と比較して増えた理由につきましては、まず、個人市民税につきましては、各所得につきましては、対前年比で給与所得が減、営業所得が増、農業所得が減、年金その他所得が減、土地分離所得が減となっております。その結果、総所得につきましては対前年比1.3%の減となっております。

ただ、退職所得分離課税の増、こちらが率で言いますと約500%大幅に増加しております。これらの要因から、現年分調定額が対前年比1.2%となったことから、収納額も0.8%となっております。

もう一つの法人市民税につきましても、大きく納税額が増えた法人はございませんが、例年、納税額が多い企業のうち、民間金融機関等は減となっておりますが、大手流通小売が対前年比126%水準にありますので、納税額が増えています。

納税法人数につきましては、ほぼ変わりませんが、収納額につきましては約7.9%の増となっております。これらの要因から、市民税は増加となっております。

もう一つの固定資産税の関係になります。

こちらにつきましては、令和5年度は評価替えの年ではございませんので、大幅な通常変更はございませんが、先般の予算特別委員会で総務費で歳出還付の補正のお願いをした部分がございます。固定資産税の償却資産の過年度遡及の申告による減少部分がございますので、こちらとの関係と、通常部分の家屋滅失等の減ということで、合わせまして最終的に減額となっている状況にあります。

○10番（平田るり子） もう一つですね、同じく審査意見書の7ページ、地方交付税の特別交付税、この増は去年の台風とか災害による措置になると理解してよろしいのでしょうか。

○財政課長（籠原正二） 令和5年度特別交付税の交付実績につきましては5億7,545万2,000円ということで、4年度に比較しまして1,100万円ほど増加しております。

特別交付税につきましては、算定につきまして明細は示されておりません。特別交付税自体は交付税総額の6%、94%が普通交付税ということで交付されます。地方財政計画の中で6%という範囲内で決められた額を都道府県や市町村に配分されるわけですがけれども、例えば全国で大きな災害等があった場合には、そちらのほうに集中的に配分され、その他の地域は若干目減りしてしまうということがございまして、それぞれ年度によって増減があります。

今年度につきまして、本市の場合、大きな災害は特にございませんでしたけれども、全体の中で、本市の配分が、例えばその前年に比べて他の自治体の要因、全国的な要因で本市への配分が増加したということが一つの理由かと思われれます。

個別に申し上げますと、例えば地域おこし協力隊につきましては、1人当たりの特別交付税の額が480万円ですので、そこが増えればそこは確保されると、そういったことで、それぞれが増

減要因となりまして、結果として1,100万円ほど増加したと。内訳については示されていないところでございます。

○10番（平田るり子） 今回、台風第10号の災害でも、県で6市町に普通交付税として交付がされましたよね。こういった災害は特別交付税のほうに入るのかなと思っていたんですが、そこは普通交付税についていうところを少し教えてください。

○財政課長（籠原正二） 災害に係る分につきましては、特別交付税の調査もでございます。その中で、本市の災害に当たって必要となった一般財源について、一定割合が特別交付税に算入される形になりますので、そこは本市の被害額が多ければそこが増加要因になっていくということになります。

今回の場合は令和6年度分です。先ほど委員がおっしゃられました前倒し交付ですね、つい先日、報道がございましたけれども、その分につきましては、交付税の総額は変わらずに、本来11月に交付される分の3割程度を9月に現金の資金手当てとして事前に頂くことで現金の不足に対応するといった措置で今回、現金の給付がなされ総額は変わらずに、11月にもらえる分を9月に頂いたという形になります。

それについては、一時的に災害等に係る一般財源、現金が不足する場合もございますので、これについては、8月29日に県から照会がございまして、それに対しては本市も大きな災害の費用、資金が必要になると考え、前倒し給付を頂きたいということで希望を出した結果、今回のようなことになったということでございます。

○8番（眞茅弘美） 私は決算書の17ページと審査意見書の4ページの市税収入についてお聞きしてまいります。令和5年度の収入済額としまして2億1,789万円とここにお示ししてございます。それで、不納欠損額が1,800万円ほどございます。

そこで、決算書を見ますと、固定資産税の部分が昨年度と比べましてかなり金額も大きいんですけども、昨年度が361万円ほどですかね、こちらの理由をお願いします。

○税務課長（鮫島眞一） 固定資産税の不納欠損額の部分につきましては、倒産・破産しました法人になります。この法人につきましては、既に破産の措置が取られまして、資産売却も裁判所等により行われています。

残った資産につきましても、優先債権がございまして、本市での租税債権の回収は厳しいという判断になりまして、法に基づいて不納欠損させていただいた事案になります。

○8番（眞茅弘美） 分かりました。

そしてですね、審査意見書の4ページの上から2つ目の表でいいますと、先ほど説明がございました市民税だけが増えていまして、後の税に関しましては令和5年度は減額になっているんですけども、このたばこ税のところでは日頃ちょっと感じていることがございまして、このたばこ税に関しましては、庁舎内の方々もたばこ税にある意味で貢献していただいておりますが、喫煙場所が、以前喫煙に関する改正がございまして、今の場所になっていると思うんですけども、場所がかなり遠いんじゃないかなと感じておりまして、効率的にも悪いんじゃないかなと思うんですけども、規制がもちろんございまして、あそこの場所になったっていう経緯は分かっているんですけども、場所的にはあそこの場所ではしか設置できないんでしょうか。

○総務課長（山口太） ただいま8番委員からございましたとおり、望まない受動喫煙を防止する目的で、健康増進法の改正が行われて、改正法が施行されたのが2019年7月からだったと思います。その中で、この行政庁舎は、いわゆる第一種施設と法で定められておりまして、この第一種施設は、受動喫煙による健康影響が大きい子供や患者等が利用する施設及び行政機関の庁舎ということで分類されております。

第一種施設は、基本的には敷地内禁煙にする必要があります。ただし、今おっしゃったように、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に喫煙場所を設置できると。いわゆる

る特定屋外喫煙場所と言われるものでございます。

今申し上げた屋外で受動喫煙防止するために必要な措置が取られた場所の要件があるわけですが、一つは、喫煙をすることができる場所が区画されていること、そして、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。実際に掲示しております。そして、第一種施設を利用する者が、通常立ち入らない場所に設置することと要件が定められております。

改正法が施行された当時、特定喫煙場所をどこにするかということで検討がなされたと聞いておりますが、今申し上げたように、職員でも、来庁者、市民の方でも通常、施設を利用する際に立ち入らない場所ってというのがまずあります。それからやはり、来庁者、市民の方々の目につかないような場所でなければならぬということもあると思います。そういう観点から今の場所ということで設置場所を決めたと聞いております。

喫煙場所が遠いという声は私には直接は届いていないのですが、例えば、よその庁舎では屋上とかにも設置しているところもあるかとは思いますが、屋上についても本市の庁舎の場合は会議室があつたりしますし、そこに喫煙しない職員ももちろんですし、来庁者も、その会議室で会議を行う場合もありますので、場所によっては検討はできるかもしれませんが、そういった経緯で今の場所を特定喫煙場所にしております。また、枕崎小学校が隣接しておりますので、枕崎小学校からたばこのにおいがするといったお声も私の記憶では2回ほどいただいております。

そういうことで、隣接するところにも煙が届かないような場所ということも考えないといけないですし、そういったことで今の場所になっておりますけれども、第一種施設については、先ほどから申し上げておりますように、受動喫煙により健康を損なうおそれが高いものが主として利用する施設ですので、敷地内禁煙が原則で、特定喫煙場所を設置できるからといって、設置を推奨するってわけじゃないということですので、必要最低限でということ今1か所ですけど、職員が利用しやすいところ、近くに設置となりますと、そこはまた先ほどの要件から外れてしまうということもあるでしょうし、ただ、今お話をいただいたので、検討はしてみたいと思います。

○委員長（豊留榮子） 8番委員、庁舎管理のことに内容が移っているものですか……。

○8番（眞茅弘美） 以前ですね、公共施設に喫煙所設置をということで陳情も出ておりますので、検討のほどよろしくお願いします。

それから、決算書の先ほどの17ページのところですけども、備考欄に還付未済額ということで2件示してございますが、これは連絡がつかないとかそういう理由でしょうか。

○税務課長（鮫島眞一） 8番委員のおっしゃるとおりで、出納閉鎖の5月31日までに、還付の相手方から届出が間に合わなかった事案部分になります。現時点で、こちらの方々については、還付済みとなっております。

○8番（眞茅弘美） それから意見書の4ページの不納欠損処分理由のところ、担税力なしの件数が50件ってことでちょっと多いんですけども、これは主に納税意識の希薄とかそういうことでしょうか。

○税務課長（鮫島眞一） 担税力なしにつきましては、納税するための資産及び現金等、資力がない方になります。納税意識の希薄はまた別の理由となっております。

○8番（眞茅弘美） 承知しました。

担当課におかれましては本当大変な仕事になると思いますが、今後も努力のほどよろしくお願いいたします。

○6番（立石幸徳） まず、先ほどからのお2人からの固定資産税ですね。

まず監査意見書のほうを取り上げますけど、4ページの固定資産税が1,400万円ぐらい対前年減になったのは、9月補正予算の関係の、いわゆる固定資産償却資産の修正の分だと。

流れを正確に教えていただきたいんですが、つまり、補正予算の委員会の中では私が質疑をさ

せていただきまして、税務課長のほうで償却資産は令和3年、令和4年の2か年分の修正申告に関わる還付であると。そうしますと、監査意見書について1,400万円っていうのは、これは額としては補正予算では2,000万円ぐらいだったと思うんですけども、ここに予算書を持ってきていませんのでね。その違いはどこから出てきているのか。当然、これは還付だけの比較じゃないでしょうからね。

ただ、先ほどの質疑で、還付が出納閉鎖に間に合わなかったという説明もありましたけど、もう少し今度のこの償却資産の扱いについて、当初からの流れを的確に説明していただけないか。

○税務課長（鮫島眞一） 固定資産税の償却資産の先般の予算委員会での補正と今回の決算の部分で御説明をしたいと思います。

固定資産税の償却資産につきましては、申告の制度を取っており、令和6年度の固定資産税の償却資産の申告の内容の確認をしている中で、申告者へ軽減について確認をする必要が生じまして、申告者のほうに確認を5年度中に行っております。

その中で、軽減の対象になることが確認できましたので、申告者に修正の申告をしていただいた形になります。内容の確認をした上で、5年度中に修正申告が出されましたので、5年度分については、現年分の調定額を減額させていただきました。

令和4年度分と令和3年度分については、先般の予算特別委員会で説明しましたが、今定例会の補正予算で計上をさせていただいております。

先ほどの審査意見書の中の固定資産税の金額との関係性になりますが、令和5年度分の還付につきましては、決算上の減額の中に、先ほど6番委員がおっしゃいましたとおり、金額のほうは含まれております。

現年度分の調定額としまして78万5,000円の減額となっているところです。

土地分につきましては約55万6,000円の減額、家屋分につきましては約942万1,000円の増額、償却資産分につきましては、先ほど申し上げました償却資産の修正申告分などを含めまして約965万円の調定額での減となっております。

その結果、令和4年度と比べまして減額になっている内容となっております。

○6番（立石幸徳） そうしますと、補正予算のときに説明された分は、現年分の還付を計上したということになるんですか、どうなんですか。

○税務課長（鮫島眞一） 補正予算では、令和3年度、令和4年度分の過年度分となっております。

令和5年度分につきましては、先ほど申し上げましたとおり出納閉鎖までに処理を行っていません。

○6番（立石幸徳） よく分かりました。

次に地方交付税ですね、この件もちょっと質疑がありましたが、普通交付税が伸びて増になった原因で、この決算報告書の4ページには臨時財政対策債償還基金費の皆増、公債費が増になったことで基準財政需要額が伸びたために、全体的に普通交付税が上がったというんですけど、この臨時財政対策債償還基金費の皆増の原因といたしまししょうか、つまり国は臨時財政対策債を将来的にもうなくしていこうというような、そういった背景があってこの皆増ということに本市の場合はなっているんですかね。その辺の事情を教えてくださいたいと思います。

○財政課長（籠原正二） まず、普通交付税の算定において、マクロで地方財政計画をつくる中で、歳入と歳出の地方の全体のギャップがあると、財源不足があるというところに、臨時財政対策債で賄われていくといった制度になっています。

なので、当初の段階におきましては、臨時財政対策債が、本市の場合で当初予算では4,800万円計上しておりましたが、国の一次補正の中で交付税の財源となります税収の上ぶれ分がございました。この上ぶれ分がありましたので、このときに臨時経済対策費、国の補正予算に応じた地

方の政策に係る経費ですね、そういったものとあわせて、臨時財政対策債償還基金費というものが措置されました。

この目的といいますのが、臨時財政対策債自体かなり残高が多くなってきておりますので、こういった税収の上ぶれがあった分について、その償還の財源に充ててくださいということで措置されるものでございます。

今回の令和5年度の臨時財政対策債償還費につきましては全国で3,000億円増加いたしました。本市の場合が2,561万2,000円措置されたわけですね。これ前年度に措置されていなかった分ですが、令和5年度は措置されたということでございます。

これについては、令和6年度と令和7年度に本市が臨時財政対策債の元利償還金を返す財源にしてくださいということで、こういった国の税収の上ぶれ分が臨時財政対策債の返済に充ててくださいということで措置されたものでございます。

○6番（立石幸徳） 今の説明からいくと、国全体のいわゆる臨時財政対策債の残高を各地方公共団体に基金費を充てて、国全体の臨時財政対策債の総額、そういうものをどんどん将来的には減らしていくっていえばいいのかな、なくしていこうと、そういう方向があると思いますので、そうしますと、この基金費は、今後ともまた国のほうで今回みたいに措置がなされてくると、そういう見通しを立てておけばよろしいのでしょうか。

○財政課長（笹原正二） 国が地方財政計画を立てるに当たって、歳入で歳出が賄えれば、臨時財政対策債の発行の必要はなくなるわけですが、現実的に歳入と歳出にギャップがあり、財源不足が生じている状態であるということで、臨時財政対策債の発行額は今後も恐らく算定されるであろうと。

ただ、今回みたいに税収が結果的に当初の国の見込みよりも上ぶれになった分については、それは臨時財政対策債の残高を抑えて償還を進めてくださいということで、そこに措置されていく可能性は今後もございます。

令和3年度におきましても、この臨時財政対策債の償還基金費が措置されておりますので、国の税収が上ぶれした場合には、そういったものは措置されていく可能性は今後もあります。

○6番（立石幸徳） いずれにしても国の税収というのは、我々も全く素人ですけど、物価高騰により、消費税の税収というのは非常に膨らんでいくわけですよ。そうしますと、当然、今財政課長が言った国では税収の上ぶれという状況はしばらくは続くんじゃないかという見通しですよ。

ですから基本的に臨時財政対策債は、臨時の対策であるのに、これが恒常化していくというのは、やっぱりちゃんと修正しなきゃならないものであろうと思いますのでね、交付税にそれが影響してくるんでしょうけれども。この点は今後ともいろいろ注目しておきたいと思います。

私は歳入で一番お尋ねしたいのは、監査報告書の9ページですか、寄附金のところ。ふるさと納税の関係で、この関係がどうしても本市の近年の財源の中で大きく変化をしている部分なんですよね。

かつては30億円前後の寄附金があったものが、もう半減したと。これは8月の総務文教委員会の所管事務調査でもいろいろ聞きましたけど。あのときいろいろ確認できなかったことが幾つかあるんですけど。

一つは全国紙にわざわざいいましょうか、鹿児島県内でこのふるさと納税が非常に好調である。これはもう都市名ですから、志布志市は、県下1位のふるさと納税額ですけど、その横に、どういうわけか県内でふるさと納税が大きく変化した枕崎市を見出しで取り上げているわけですね。枕崎市がなぜそういった全国紙にふるさと納税がいろいろ変転しているということで取り上げられてきているのか、私は非常にそういう意味で疑問を持つんですけど。

コメントの中で、なぜこんなに大きく変化したのかっていう当局のコメントが、総務省のルー

ルを徹底して守ったところがこういう結果になりましたっていうコメントですよ。

そうすると、非常に捉え方として、今までルール違反はしてないんですよ、総務省がルールを変えたわけですからね。ただ、総務省ルールによって、これだけ影響を受けたという説明は、もう少しいろいろそのこと自体を明確にする必要があるんじゃないかと思うんですけど、なぜそういうコメントになってきたんですかね。

○企画調整課長（日渡輝明） まず、昨年度の実績としましては、寄附件数3万8,293件、寄附額としまして12億0,339万0,500円で、令和4年度と比較しまして寄附件数59.16%、寄附額75.24%となっているところです。

まず、この寄附金額が落ち込んだ要因として、分析としましては、今6番委員からもございましたように、昨年の総務省告示の基準の改正によりまして、これまで経費の対象外であったワンストップ特例申請に関する経費、またポータルサイト経費、中間管理業務に係る委託料等全額算入することになったところがございます。

本市としましては、この基準を満たすために、昨年10月以降の返礼品につきましては、寄附額3万円未満のものについて一律3,000円の上乗せを行いまして対応したところです。

昨年度につきましては、駆け込み需要が8月、9月にかけてあり、10月以降の寄附については大きく落ち込んだところです。本市と同様の対応を行った自治体でも、寄附額が前年割れしていることも確認をしているところです。

今回、新たな指定制度の申請にあたり、令和5年度の募集に要する経費は、本市は49.8%でございました。寄附額3万円未満の返礼品を一律3,000円上乗せして対応を行ったわけですが、その対応をもって5割基準を満たすことができたと考えております。

寄附額3,000円を上乗せする際の検討としまして、令和4年度の実績を基に算定をしたところですが、新しい基準で考えますと、令和4年度の実績に対し、新たに対象となる経費を全額算入した場合に、募集に要する経費は60%程度になることが見込まれたことから、10%程度の経費の削減をしていく必要があります、このような対応を行って取組を進めてきたところがございます。

○6番（立石幸徳） ほかの自治体との比較で、今、課長説明の中に、本市と同様の取組をしたところは、確認したところ、やはりその寄附額が落ちていると。ただ、逆にどんどん寄附額が上がっていく自治体もあるわけですよ。どんどん寄附額を増やしているところは、総務省のそういうルールは全然関係なかったわけですか。

○企画調整課長（日渡輝明） 当然にふるさと納税への運用を行う際におきましては、他の自治体においても基準に沿った形での運用を行っていると考えております。

寄附額が大きく落ち込んだ要因としまして、先ほど申し上げましたように、3万円未満の返礼品について一律3,000円寄附額を上乗せしたことも影響しておりますが、最近の選ばれる返礼品としまして、物価高騰の影響もあり、日用品が選ばれている傾向も報告されております。

そのような寄附者のニーズをうまく捉えられなかった点が、本市についても減額の要因の一つであると考えております。

○6番（立石幸徳） 総務省ルールというのも早い話、突然、総務省がこういった基準でやるというのも、当然、各自治体が準備、対応できるような一定の期間を設けて、そういった基準は出てくるわけでしょうからね。そういうものが出されたときに、いち早く担当のほうで、そういう総務省の新しい基準、今後もどんどん出ると思いますよ、そういう基準に、我が市はどう対応するかはもうちょっと今回の場合は私は対応がどうしても遅れた、あるいは対応がどうだったのかと言わざるを得ない。

だって全国一律にその基準で寄附額が落ちたというなら分かるけど、はっきりとその寄附を伸ばしている自治体もある中で、私は総務省基準に簡単に言うとやられてしまったみたいなのような説明は、私はもう少しこのふるさと納税に対する当局のいろんな対応は問われてならないと

思うんですよ。

そういう面では、せっかく4月からふるさと納税担当の新しい係をつくったわけですから、もう少しその辺も今後、どうやらなければならないかというのは、担当課では検討されているんですか。

○企画調整課長（日渡輝明） まず、今回4月に新しい係が設置されまして、どのような取組を行ってきたのかというところを少し御説明させていただきたいと思います。

加えまして、中間管理業務を行っております、さとふるにおきましても、エンゲージメントグループというものが創設されておきまして、特に寄附額を伸ばしていく自治体として全国3自治体の中に本市を選んでいただいております。市と中間管理事業者、返礼事業協力事業者、3者の協力体制を深めながら取組を進めてきているところでございます。

今回、新たな係が創設をされまして、まず5月に入りまして新規の募集サイトを1つ追加いたしました。8月にも新規サイトを1つ追加しまして、現在、13のポータルサイトで運用を行っているところです。

新たな取組としまして、ポイント付与により、後から返礼品を選べるタイプのもものも8月から用意しております。また、寄附額区分の細分化ということで、これまで通常返礼品につきましては17区分であったものを53区分と、寄附していただける方が返礼品を選びやすくなるように、1万円から4万円までは1,000円刻みのものとしております。

加えまして、5,000円、7,000円、8,000円の少額寄附の価格帯も設けているところです。

また、定期便返礼品につきましても、寄附が多く寄せられる人気の価格帯を分析しまして、寄附額2万8,000円、3万3,000円の3回配送のものを新たに設けたところです。

今後の予定としまして、新たに新規サイトを9月に開始する予定で作業を進めております。また先ほども申し上げましたが、ポイント付与により後から返礼品を選ぶタイプにつきましても、もう一つ別なサイトでの運用を予定しております。

一般質問でもお答えしたかと思いますが、現在市内のみで使えるPay Pay商品券、返礼品の開始を8月から始めており、これにつきましては、1,000円の少額寄附から受けられるような形で対応をしているところです。

また、今回の補正予算でもお願いをしておりますが、10月に中間管理事業者である、さとふるが実施する東京イベントへのブース出展を予定しているところです。

ふるさと納税の取組に関しましては、本市の特産品、観光資源を最大限に活用しながら、地域の魅力を広く伝えることで寄附していただける方とのつながりを大切にしていきたいという取組を推進していきたいと考えております。

加えまして、返礼事業協力事業者の方との連携を強化しながら、ともに地域の発展に貢献することを目指しまして取組を進めていきたいと考えているところです。

○6番（立石幸徳） 新しい取組をいろいろ教えていただきましたので、本当に期待しております。というのが、私も一般質問でちょっと触れたように、これまで30億円ぐらいの本市のふるさと納税で中心的な活躍をされた方がわざわざ最近ですね、もう一回ふるさと納税をやってみたいと、復帰したいんだという御連絡もいただいております。

その方の説明では、前年も7月までは枕崎市は過去最高の伸びで来ていたはずだと。中間業者とのいろんな連携がうまくいかに、どうしても前年度分の23年分の全体の額が半減したと。

ですから、さとふるから全国自治体の中から3つの1つに選ばれるということはすばらしいことだと思いますよ。ですから、期待しておりますのでね、この財源が大きくまた枕崎が以前のように、二、三十億円に復活できるようぜひ頑張ってくださいということで、期待しながら終わりたいと思います。

○10番（平田るり子） 一つだけ、企業版ふるさと納税のことでこの前も少し聞いたんですけ

ど、これ今どうなっているかだけ教えてください。これからも、まだそういった報告はないですか。

○企画調整課長（日渡輝明） 企業版ふるさと納税の令和6年度の状況を申しますと、1企業のほうから200万円の寄附の申出の話をいただいているところです。（12ページに訂正発言あり）

○10番（平田るり子） 企業版ふるさと納税の期限が6年度ぐらいまでっていう話があり、これからまだ持続するっていう報告とかはないんですか。これからどうなっていくっていうのもそっちのほうでは分からないんですか。

○企画調整課長（日渡輝明） 企業版ふるさと納税制度としましては、令和6年度末が期限になっております。委員からございました新たな期限の延長等についての正式な連絡はないところです。

○10番（平田るり子） 企業版は返礼品がないということで大きな財源となると思いますので、これはこっちの努力で何とかっていうわけではないんですけど、このふるさと納税に関しては物すごく議員もたくさん質問をしたり、大変だと思いますが、自主財源の本当の大きなところになりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○9番（禰占通男） 今のふるさと納税についてですけど、寄附額はいいんですけど、利用方法ですよ。うちは、どこもだと思んですけど、決算書にもありますように、中身がちょっと量が少ないかなと思ったりするんですけど。

結局、112ページですけど、残った5割分を振り分けるとこれもまた大変なことだと思うんですけど、私が一番感心しているのは、都城市です。移住者等についてはもう格別な補助金というかそういうふうにしています。そして、唯一人口が増えた。皆さんもう御覧になっていると思うんですけど。

うちではどのぐらいが限度でそういうことをするとなったらできますかね。今の移住者の数に対してですよ。この令和5年度の移住者の数に対して、最高幾らぐらい可能とか、そういうことは試算とかしてないですか。

○財政課長（笹原正二） ふるさと納税によりまして、その半分程度を返礼事業に活用しまして、その半分程度をふるさと応援基金のほうに積立てをしております。そして、その積み立てられたものについて、翌年度以降、今ここにございました様々な事業に活用していくという流れになっております。

その活用をする基金から取り崩す額につきましては、当然、今行っております事業については単年度で終わるようなものはあまりなくて、継続的な事業が多いわけですね。そこを安定的に今後も続けていくためには、やはり一定程度の取崩しは必要になると。

ただ、それも寄附額が少なくなっていくと積立額が少なくなっていくと、もう継続できなくなってしまうというところでバランスが必要になってまいります。

そういうことを考えまして、移住政策のみならず、一番多く充当しておりますのは子育て政策でございますけれども、移住、そういった事業にどのように充当していくかというのは、基金の使い方のみを言えば、そういったバランスを見ながら活用していかなければならないと。移住施策につきましては、それぞれその給付金自体がどうなのか総合的に検討はしていないと思いますけれども、それは、移住政策の中ではこれまでも活用しておりますとおり、基金の活用も検討されていくものと考えております。

○9番（禰占通男） 私も最初、都城市の部分を見たのがたしか5、6月だったと思うんですけど、大幅に増やすと。そしてその移住、人口増に貢献しているということでまたその額を積み増し、そしてこの議会が始まる頃はちょっと予算が足りなくなったとって移住分を切り下げておりました、実際。本当に対応が早いです。

今、財政課長からもありましたように、財源の確保は重要なことですが、やはり、皆さん今、

34億円、36億円あったところの市民の声としては、ふるさと納税はどこに使っているのかと、そういう声を結構聞きました。また、がくっと減ったその原因はっていう、そういうことですよ、6番委員からもある程度あったけど。それほどやっぱり市民は関心を持って見ていてくれます。

今、6番委員が寄附額の増については言いましたので私は増は言いませんけど、その使い道を本当に広く、今言うようにここに90項目ぐらいありますけど、使うのはいいと思います。

財政課長も言いました子育て、特に日本全国、都市圏を除いて人口減、子育てと、今皆さんやっています。そして、地方創生で一番問題は、地方の人口を増やすんだと。それで10年やってきたけど、その効果が見られなくて返って悪くなるような感じですよ。

市町村合併がよかったのか、悪かったのか、今からこれから結果というかそういうのも検証されるでしょうけど、やはりそういった中で、うちがどんどん減って1万8,000人、やっぱりそういったところに特化というのは考えないんですか。

人口増、子育て、そして市内で出産できる数を増やす部分以外にほかからも流入を目指す、市としてはどうなんですか。

○副市長（本田親行） 財政課長の説明にもありましたとおりに、112ページにありますように、また本市については広くこのふるさと納税を財源として活用させていただいております。

また、市民のほうからもなかなか分かりにくいということも御指摘がございますけれども、そういう面も否めないと思っております。

ここに書いてある事業を継続するにはということで財政課長からもありましたけれども、当然、継続するためには財源が必要ですので、ふるさと納税を充てなければまた新たな財源が必要となってきます。

この事業を継続するためには、やはりふるさと納税の充実が必要であり、また、9番委員がおっしゃるように、移住とか定住に向けての施策というのは大切な施策だと考えておりますので、まず、ふるさと納税を充てるかどうかということよりも、どうやって充実を図っていくかという、そういう仕組みについて検討を行っていきたいと考えております。

○9番（禰占通男） いろいろなPRの折り込みとかそれは可能だと言いましたよね、折り込むのはね。そういう中で、本市が取り組んでいって、こういう効果がありましたというのは、パンフレットか何かにして返礼事業者にこれも同封してもらえませんかとか、やっぱりそんな方法もあるんじゃないですか。うちはこれだけこういうことに使ってこういう効果が上がっていますというのは。これは要望しておきます。

次に、固定資産税について。先ほどから固定資産税についての質疑がありますけど、私は95ページの空き家対策総合支援事業について、固定資産税が危険空家と判定または空家対策等の措置に管理不全家屋と認定された場合のこの税収についてちょっとお伺いいたします。

この空き家条例によりまして、空き家対策上の措置、いろいろ措置がありますけど、構造上住宅と見られない状況とか、使用の見込みがなく取り壊しを予定しているこういう場合の税制上の対象になっている家屋、税制上の税収ですよ、これはどうなっているんですか。5年度分でもいいし、4年度分から5年度にかけてもいいですけど。

○税務課長（鮫島真一） 勧告された場合に、その対象となってまいります。その場合は、住宅用地の特例等が適用されなくなりますので、固定資産税については増える要因の一つにはなるかと思っております。

ただ、5年度決算におきまして、勧告されている家屋はございませんので、5年度決算については特段影響がないという状況になっているかと思っております。

○9番（禰占通男） こういう認定はどうなっているんですか。もう家屋として用をなさんですよ、税率は元に戻しますよって。

○総務課参事（平田寿一） 法に基づいた措置により特定空家にしていくんですが、まず、助言・指導をして、それでもどうしても改善の見込みがなく、また周囲に影響を及ぼすと判断した場合は、その次の段階の勧告を出します。勧告を出したときに、その住宅用地の特例措置が外されるということで、そういった特定空家が出てきたときには、固定資産税に影響が出てくるというふうになります。

○9番（禰占通男） 勧告には至ってないということですか。

○総務課参事（平田寿一） 今の時点では、勧告を出している特定空家はないところです。

○9番（禰占通男） この議会が始まってからも聞いたんですけど、やはり明らかに見ておかしいと思うのは、やっぱりそこら辺まで突っ込まないといけないんじゃないですか、どうなんですか。

○総務課参事（平田寿一） 周囲の影響等を考えながら、勧告を発していきたいと考えております。現時点でもそういった部分に踏み込まないといけないというようなものもありますので、そこは周囲への影響を考えながら判断していきたいと思います。

○9番（禰占通男） 今日のこの収入に対してちょっと朝、国土交通省のやつを落としてきたんですけど、やはりここには必要な管理を怠っている場合と国土交通省もうたっていますよね。

そしてまた、管理不全空家、家屋と敷地ということでね。やはり、持ち主も大変でしょうけど、ある程度の措置は必要じゃないですか。

○総務課参事（平田寿一） 今言われたように、また先ほどの答弁でもありましたように、その周囲への影響をしっかりと確認しながら、次のステップの措置を講じていきたいと考えております。

○9番（禰占通男） 最後に、これあったかどうか知らないけど、土地を管理ができないからどうのこうのということで国庫への返納ですよ。そういう相談というのはないんですか。こういう土地をもう管理ができないから、そういう施策は今できていますけど。

○財政課長（籠原正二） 今9番委員がおっしゃるのが、相続土地国庫帰属制度ですね、これがスタートして今運用されていますけれども、財政課の財産管理係のほうにそういった相談といいますか、国から市町村に照会が来ることになります。この土地についての情報に対する国からの照会につきましては数件来ております。建物については、これまではございません。土地については数件ございます。

○9番（禰占通男） それについても、対応措置を取るのは結局更地にしないって条件がついていますよね。やはりこの撤去が基本になるかなと思っています。またそういうことを市民への周知は何らかの方法でお願いしたいんですけどね。

○税務課長（鮫島眞一） 相続土地国庫帰属制度の関係につきましては、所管が法務省の法務局になっております。税務課としましても、日頃の業務等の関連もございまして、法務局とも連携を取りまして、市民への相続土地国庫帰属制度の内容についても広報も行ってきているところですが、さらに、一般質問で質問もいただいている部分もございまして、市民への周知を取り組んでいきたいと考えています。

○委員長（豊留榮子） ここで歳入の審査を保留いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時54分 再開

○委員長（豊留榮子） 再開いたします。

まず、企画調整課長から、それと学校教育課長から発言があるそうですのでよろしくお願いたします。

○企画調整課長（日渡輝明） 先ほど10番委員からの企業版ふるさと納税の令和6年度の状況

についてのお尋ねの中で、私、現在、1件、200万円のお話があるということで答弁をしたところでございますが、現在2件、210万円のお話をいただいているところでございます。よろしくお願いたします。

○委員長（豊留榮子） 次に学校教育課長。

○学校教育課長（森健一郎） 昨日、6番委員からお尋ねがありました本市在住で特別支援学校に通学している児童生徒数です。小学生6人、中学生5人の計11人になります。

〔総括〕

○委員長（豊留榮子） それでは一般会計の総括に入ります。

審査をお願いいたします。

○6番（立石幸徳） 私は、本市財政総括全般で決算報告書の5ページの下の方に、比率としては出てきておりませんが、出てきていないというのは、例えば将来負担比率などは、ほぼ数年ゼロということになっていきますけど、ただ、内容を精査といたしましょうか、詳細に見ますと、5ページに書いてあるように、最後に地方債残高が増加してきていることなどにより、将来負担比率を算定する、いわゆる分子部分ですね、これがじわじわといたら変ですけども、金額的には増えてきている。この辺は要注意だということで、一応意見だけ申し上げたいと思います。

それで、今度の9月議会で、企画調整課から資料もたくさん出ている地方創生の関係で、幾つかお尋ねをさせていただきます。

まず1枚紙のA4判の私自身が要求した平成20年からの本市における出生数、合計特殊出生率及び未婚率という資料も頂いております。もう大分以前からの調査をしていただいております。

ただ最後に、令和4年で終わっていますけど、この出生数ですね、令和5年はもう施政方針で言っているように61名と。令和6年、全国の出生数の出し方というのは暦年でいきますので、先日の委員会で申し上げましたように、全国的には、本年12月までの日本全国の出生数は70万を切るんじゃないかという予想が出ています。

本市のまず、本年1月から6月までの出生数は何名になっているんですかね。

○市民生活課長（松田勇一） お尋ねの令和6年1月から6月までの半期になりますけども、30名となります。

○6番（立石幸徳） 単純に、半期ですからこれを倍、1年通すと大体60前後と。令和5年並みという出生数になろうかと思うんですね。

ただ、こればかりなかなかいろんな事情がありますので。そういう中で、本市の場合はこの資料に出ているように平成20年、155名の出生数、ずーっと下がってきて平成30年ぐらい、令和に入る頃までは100名を維持していたけど、令和2年から大体10名ぐらいの感じで落ちてきているんですね。

そういう推移は別にして、私が一番気がかりなのは、先日の衛生費の審査のときに、健康課長から南薩3市の産科、それから小児科の推進協議会の負担金はどうなっているかということで、南さつま市は1,000万円以上、そして南九州市、枕崎市が300万円ということで、実績に基づいて負担金が出るので、南さつま市は本市の3倍以上の大体負担金と。そうすると、南さつま市の出生数は何名になるのかなと思うところなんですよ。

よその出生数をとにかく言うことでもないんですが、担当課のほうで、南さつま市の近年あるいは昨年あたりの出生数は何名になっているか確認が取れていますかね。

○市民生活課長（松田勇一） 令和5年の出生数で、南さつま市が158人となっております。枕崎市が61名ということになります。

○6番（立石幸徳） この出生数の違いってというのは、私は単に人口を比較する以上のかんりの開きになっているんじゃないかと思うんですね。

こんなことを正直分析する気もないんですけども、ただこの出生数の違いは将来にわたって非常に影響を及ぼすこの出生数の違いになっていくんじゃないかと。

そういうことを当局にとやかく聞くあれじゃないですけど、一応、実態把握をしながら、企画調整課が毎年出しているこの地方創生の取組、A4判あるいはA3判の資料を幾つか見ながら検証しますけど、A4判の枕崎市地方創生総合戦略の進捗状況について、令和5年度事業ですね、これ政策分野ごとにずっと書いているんですけど、まず、裏のほうに、政策分野ごとの外部有識者からの意見が政策分野4つにわたって書かれているんですね。

これは毎年度、本市の17名ぐらいの外部有識者が各年度の地方創生の取組について、審議会を開いていろいろ意見交換がなされているはずですけど、今度の令和5年度については、外部有識者の意見、どういう形で聴取といたしましょうか、私は非常にどの項目も拝聴あるいは拝見に値する意見だと思うんですよ。この審議会はいつ開催されたんですかね。

○企画調整課参事（橋口和洋） 今お尋ねの審議会ですが、今年8月28日に対面とする予定をしておりましたが、台風が接近しているということで書面開催にしました。

8月26日に電話で台風が近づいているので書面開催にしますということをお知らせして、資料のほうをお配りして、意見をまた電話なり、書面で回答いただいているところです。

○6番（立石幸徳） 審議会そのものは開催できなかったけど、外部有識者の皆さんに御意見を文書で折り返しいただく手続を取ったと。

そこでまず、最初の政策分野1ひとと産業（仕事）をつなぐについての意見ですね、ここでも、例えば耕作放棄地再生事業について、枕崎市の現状に即した利用方法を考えていく必要があると、そういった対策を検討してほしいと。この点については、農政課はどういった対策を検討しておられるんですかね。

○農政課長（沖園信也） 議会等でも耕作放棄地の問題等、一般質問等多々あるわけですが、今年度から茶園の整理に関しまして、補助を行うように制度を見直しております。

茶園に関しましては、耕作者と所有者等が異なる場合がございまして、以前、茶を栽培されていた方が農業をやめられて、別な農家の方が栽培するという形が多いです。

そうした場合に、次の農家の方も高齢に伴って茶を栽培しなくなった場合に、茶が植えられた状態で茶畑を戻されると。そうすると、そこのお子さんがサラリーマンだったりすると、そのの抜根にかなり経費がかかるというようなお話もございましたので、今後、そこを抜根していただいて、次の作物に転換するための経費、そういったものを補助できるような形で制度等を見直したり、そういった意味での耕作放棄地の対策をしているところでございます。

○6番（立石幸徳） 当然、今度の地方創生総合戦略は私も一般質問で言ったように令和2年度から本年令和6年度までの5か年の戦略なんですね。本年度中に当然、7年度から戦略という言葉を使うのかどうか分かりませんが、本年度中に、これからのまた地方創生の取組が検討されなければならないと思うんですね。

そういう観点からですね、いろいろ项目的にもお聞きしています。当然、時間の制約もありますのでね、全部聞くわけにはいきませんが。

次の外国人労働者に日本語講座のほか、今後の継続的關係づくりに向けた取組を検討してほしい。この点については、担当課ではどういうふうな考えを、あるいはその対策を持っておられるんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 外国人の技能実習生を中心に日本語講座を開催しているということで昨日もお答えしたところですが、今後、技能実習制度も育成就労というような制度にここ二、三年で法改正もありまして変わっていくということになります。それらも含めて、在留資格の違いもありますが、外国人の方が増えていくであろうという社会情勢の中で、今、外国人の家族の帯同、そういったものも今後は増えてくるのが想定されますが、全国的に言われているのが、

同じ地域を支える一員として、住民票の交付等もありますので、昨日もありました年金、社会保険料に加えまして、地域で生活する上でのごみの出し方、そういったものの周知であったり、また、今後は外国人の方の様々な相談、福祉や教育も含めて支援が必要になってくると考えております。

これは社会的な国全体としての対応をしなければならない課題ということで、外国人受入れに関わる会議の中でも課題ということで共有している部分でございます。

そういったものを含めて、庁内でも企画調整課が交流の関係、そして入り口の部分で市民生活課で、先ほど申し上げました年金のことであったり、ごみ出しのことであったり、そういったことの窓口での周知もしております。

また、水産商工課では農政課を含めて技能実習生の対応をしておりますので、それらを含めて、より充実したものを外国人対応ということで、庁内でも検討を進めていかなければならないと思っております。

家族のこと、福祉、教育についても全国的な課題ということで話を聞いておりますので、それらも含めて関係課とも調整をしてみたいと思っております。

○6番（立石幸徳） 私は外国人に日本語講座を開くのは非常に素晴らしい取組だと思うんですけど、行政として、外国人向けの日本語講座をしている他市の状況といたしまししょうか、あまり聞かないんですけど、行政として日本語講座を取り組んでいる自治体、そういうものはほかにはあるんですかね、どうなんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 県が主催しています外国人の受入れ支援体制の会議に、鹿児島市や枕崎市、県内19市の中でも外国人の技能実習生の比率が高い自治体がメンバーに入っておりますが、その会議の情報の中でも、外国人向けの日本語講座を実施しているのは、本市だけであると思います。令和2年度から実施をしましたのは県のモデル事業として、企画調整課から話がありまして実施をしたところですよ。

しかしながら、南薩地域振興局で来年度以降、外国人の日本語講座の実施について調整をしていきたいという御意向は聞いております。私どもが把握している中では、こういった日本語講座を外国人向けに行っているという県内自治体の情報はつかんでいないところですよ。

○6番（立石幸徳） それで、県のモデル事業ということですが、これは県から何か補助金か何か出ているんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 最初の年は県から支援がありました。翌年度の令和3年度からは市の単独ですけども、ふるさと応援基金の先ほどありました70の中の一つの項目として、ふるさと応援基金の事業として取り組んでおります。

○6番（立石幸徳） 私は本当に大事な事業じゃないかと思うんです。というのが、一般的に国が打ち出している地方創生、外国人はほとんどとっていいぐらい私の感じでは無視されているんですよ。

それで、私は何でこんなことを断言できるかという、初代の地方創生大臣に直接聞きました。地方創生ということで、まち・ひと・しごと、地方に仕事を増やすんだと。雇用を増やすというときにですね、これ後からもまた触れますけど、このKPIもですね、外国人を何人雇用しても雇用が増えたというKPIはどこにもないんですよ。

要するに、日本人を雇用しないと、地方創生にはつながらないとそういった感じで取り組んでいますからね。私はそれははっきり言って、国の大きな間違いだと思いますよ。

やっぱり地方を活性化するには、外国人に頼らざるを得ないわけですから、この外国人の重要性、今の日本の地方のですね。そこはやっぱり声を上げていただきたいと思います。

外国人が何百人雇用されても、本市の地方創生の評価あるいは実績、どこにも書かれていないんですよ。そこは今後ともしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それからほかにもA3判の資料で、昨日もお魚センター等が加わったとかいろいろ出ていますが、総体的にお尋ねしますが、市長が本会議の一般質問で認められたように、KPIそのものが甘いんだと。なぜ甘いというかという、10年間地方創生をやってきて、ここに最初に農業生産も目標は95億円と。あるいは観光客も60万人とかいろいろ書いていますけどね。書いてはいるけど、観光客も実際、昨日お魚センターで確認したように30万人弱ですよ、半分も行ってない。

それから市民総生産も、私も一般質問でも触れたように、額そのものは若干横ばいできているけど、鹿児島県内における我が市の市民総生産の水準、これはもう見事に落ちているわけですよ。要するに、枕崎市の地域力が鹿児島県内で落ちているのはもう明確なんです。

これ市民所得もここにいろいろ書いていますが、所得額そのものも額そのものよりも県内の水準が非常に低くなっている。そういったものをしっかり有識者の皆さんとも全部洗いざらいその資料は出していただいて、次の7年度からの取組はやっていただきたいと思うんですが、この辺は全体的な総括になるんで、副市長にお尋ねしておきます。

○副市長（本田親行） 今6番議員からありました課題等もありますので、まず地方創生の協議をいただく際には、そういった資料、市民所得の低下につきましては農業所得であるとか水産加工業の低迷とか、いろんな要因があると思いますけども、そのあたりも分析しながら、言われたような資料も提供する中で、地方創生に向けた協議をお願いしていきたいと思っております。

○企画調整課参事（橋口和洋） 今、6番委員から地方創生のことでいろいろお尋ねがありました。次期の地方創生総合戦略の策定について説明させていただきます。

次期の地方創生総合戦略の作成につきましては、上位計画であります次期の総合振興計画と計画期間を合わせた策定を計画しております。

委員が言われるとおり、現行の第2期枕崎市地方創生総合戦略は令和6年度までとなっておりますので、現行の地方創生総合戦略を1年間延長して、令和7年度までの計画をするということで審議会のほうにも説明をいたしまして、承認を得たところです。

今後、今年度中に第2期枕崎市地方創生総合戦略の期間の延長、あと目標指標の見直し、あと文言の整理などを行って、改訂版第2期枕崎市地方創生総合戦略を策定する予定としておりますので、よろしくお願いたします。

○6番（立石幸徳） 今言ったように、次の戦略は改訂版2次戦略とのことで8年度からのスタートになるということですよ。総合振興計画のほうは、また新たな総合振興計画になるんですかね、第7次か、総合振興計画は、今はたしか第6次までだと思うんですけど、第7次の総合振興計画が令和8年度からスタートすると。それと時期を合わせたいと、こういう確認でいいんですか。

○企画調整課参事（橋口和洋） そのとおりです。次期の総合振興計画と期間を合わせたいと考えております。

○11番（橋口洋一） 総括ということで、まずは決算報告書の80ページ、それと86ページについて質疑させていただきたいと思っております。

80ページには、健全化判断比率ということで、ここ数年、非常によい状態で本市の財政は進んでいると。本市も、過疎地域に認定されてそれから過疎債等々適用できるようになって、その後、繰上償還等を繰り返し、今の現状になってきているということは、非常にすばらしいことかなと思っております。

実質公債比率も7.7%ということで、今後、クリーンセンターの関係で上昇するとは言われておりますが、近隣市と比較しても非常にいい状態なのかなと思っております。

特に将来負担比率ももう出てくることがないと、今の財政状態で全て借金も賄える状態というのはすばらしい状態かと思っております。

一方で、86ページの地方交付税の算出のところにあります財政力指数ですね。こちらのほうは年々下がってきておるところです。先ほどの健全化のところではですね、なかなか表れてこないところなんですけれども、数値自体がありませんので。ですけれども、この財政力指数を見ますと、0.45だった昨年度から0.39台に下がってきていると。

また、ずっと前を見てみますと0.423、0.425そういった時期もあったところですね、財政力指数がだんだん落ちてきているところの、まずそういう状況の違いというか、健全化とこの財政力指数、財政の弾力性というところが表目はよくなっているんだけど、弾力性がなくなっているというのは、今、市はどのような状況にあると考えればよろしいでしょうか。

○財政課長（笹原正二） まず、11番委員がおっしゃったとおり、将来負担比率については、これまで数値上、改善の流れが続いているということでございます。

該当なしということは、今発生している市の債務に対して、今持っている基金であるとか、将来にわたる地方債に対する交付税措置などで全て賄え、そちらのほうが大きいうことで、分子がマイナスとなっているということで、将来負担比率が該当なしということでございます。

これについては今申し上げましたとおり、地方債の現在高とかそういうものが増えてきておりますが、基金なども増加してきておりますので、そこで財政が今ある程度改善されているというような状況ではあると考えます。

ただこの将来負担比率で見られないものが、公共施設の老朽化です。資産が古くなってきているということですので、これに対しては、地方公会計の資産老朽化比率で表されるものですが、そういったものがやはり比率が高くなってきているということですので、今後、公共施設の老朽化への対応が必要になってくる。人口規模、市の政策の規模に応じた施設の整備は必要になってくると言えると思います。

一方で、財政力指数につきましては、この財政力指数の求め方が、基準財政収入額が分子になりまして、基準財政需要額が分母、つまり、基準財政需要額に対する収入額の割合が示されるものでございますけれども、これについては、基準財政需要額が、国の政策、施策によって変動するものでございます。

例えば、地方交付税の算定に当たりまして、この2つの数値が使われますが、基準財政需要額から基準財政収入額を引いたものが地方交付税ということになりますので、財政力指数が低いということは地方交付税が増えるという形になります。

ただ、財政力が高いところについては、自主財源で基準財政需要額、つまり支出を税収等でより賄えるということでそれが財政状況がよいところといえると思います。

この財政力指数については先ほども申し上げましたとおり、国の政策によって基準財政需要額のほうは今増加傾向にあります。ただ、この基準財政収入額が今本市の状況を理論的に見て、税収であるとか、そういったものがどの程度であるというものを推計する中で算定されるものでございますので、ある程度本市の状況を反映した数値になってくるといことで、確かに分母も増えていきますけれども、収入額が減っていくということになると、財政力が弱くなっていくというふうに言えると思います。

○11番（橋口洋一） ですよ、財政力指数がだんだん落ちてきていると。基準財政収入額自体は大体横ばいなんだけど、それに対する需要額は先ほどもありました国の政策にもよるところはあるんでしょうけれども、それに対応し切れてないところが大きく見られるところなのかなと感じております。

今までの枕崎の財政の運営状況を見ますと、非常に極めて抑制的に運用されて施策を実行されていると考えます。先ほども課長からありましたとおり、資産の老朽化も今後、考えていけないところかなと思っています。

健康センターであるとか、老人保健センターであるとか、ああいったところに手をつけないよ

うな状況で置いてあるがために、ある程度いい状況がつくられているんじゃないかと私は判断しているところです。

本市の財政については、スクラップ・アンド・ビルドというか、次の世代に渡って必要なものを必要なところに作成していくことが必要になってくると思いますので、そのあたりは今後とも力強く進めていっていただきたいと思います。

この財政力指数を見てみますと、減少はしているところですが、これネットの2022年の資料でありましたが、近隣市と比べると非常に高いと拝見しております。本市が2022年、0.045だったところで、他市の南九州市であれば0.35、南さつま市であれば0.29という状況だったんですけれども、比較して本市の財政状況が弾力性が良好だというのは、それ、どういう点が考えられるところでしょうか。

○財政課長（笹原正二） 確かに議員がおっしゃるとおり、近隣3市、枕崎市、南さつま市、南九州市で比較しますと、本市の財政力指数は高い状況にあります。

他の団体の詳細についてよく分からないところがあるのですが、基準財政需要額といいますのが、人口であったり、学校の数、そして例えば高齢者の数とかそういったもので、理論的に算定されていきます。それで、算定された額に対して、南さつま市、南九州市の自主財源等を含めた一般財源でどれだけ賄われていくかという数値が、本市よりも低い状況であるということです。それは言えるのかなというふうには考えております。

ですので、財政力指数の上では、本市はそういった状況にあるのかなと考えます。

○11番（橋口洋一） 計算上の話かもしれませんが、一つの指標として、本市は今まだ有利な状況にもありますので、今有利な状況、勝っている状況というところを加味していただいて、今後、様々な対策、先ほどもありました施設等のこともあります。子育て等のこともあります。そういったところに注力していただきたいというところを要望しておきます。

○副市長（本田親行） 大ざっぱな説明になるかもしれませんが、財政力指数というのも財政課長が説明しましたように、基準財政収入額を分子として、分母が基準財政需要額になるわけですが、これも交付税制度の中で全国一律に同様なサービスを受けるための経費を税金等でどれだけ賄っているのかと。以前3割自治体という言葉もよく耳にしましたけれども、おっしゃるように、本市が特段低いということでもございません。

なぜ近隣市よりも高いかということについて申しますと、先ほど6番委員からもありましたけれども、市長もかねがね本市は厚い地場産業に支えられた町であると、そういった地場産業に支えられていることによって、財政力指数も近隣よりは高いんじゃないかと考えております。

地方創生につきましても、少子化対策につきましても、市長のお考えといたしましても、産業力をさらに強くして、結婚したいと思えるような、また子育てができるような経済を高めていきたいということをかねがね申しておりますので、そっちの方向に向かって、全庁的に努めてまいりたいと考えております。

○6番（立石幸徳） 今、副市長から出たんですけどね、私はいろんな課題がたくさんあると思うんですけど、今度総理大臣を選ぶ選挙も目の前に来ている中で、それぞれの候補がいろんな政策を出している中でお1人だけですね、日本の最大の課題は少子化対策と言われている方がおります。

私もそれが正しいとか何とかというよりですね、我が市もこの少子化対策は、もう本当にその順番をつくるわけじゃないですけど、最大の、あるいはどうしても取り組まなければならない対策、先ほどもちょっと令和5年の近隣の出生数と本市と比較して90人違うわけですね。もちろん人口も違いますよ。

しかし、人口の違いをはるかに超えた出生数、そういった差になっていると私はそういうふう捉えるんですね。

そういうことを踏まえて、5年度決算とも関係するんですけど、最初の1日目の委員会で触れました行政改革、定数条例を12月に出すというんですけど、行政改革の中で私も昨年6月議会で一般質問をしまして、組織機構の取組は全然出されていないと。

そして、これも子育て支援に関わる日本の課題として、こども家庭センターというのが出て、児童福祉法上は6年度本年4月1日からの施行なんですね。私はその対応はやっていると言えない。

市長自身が令和7年4月から組織機構の部分に手をつけるというような形で答弁をいただきました。子育てに関わる組織機構の取組、これは現在どうなっているんですか。

それで当然、組織機構をいろいろ変更するとなると、それなりの庁内では組織機構部会といたしましょうか、開催されていると思うんですけども、それは今現在何回ぐらい開催されているのか、その辺の状況について教えていただきたいと思います。

○企画調整課参事（橋口和洋） 今、御質問のありました子ども・子育て機能を充実・強化し、国の施策の的確に対応することを目的とした組織再編に関しまして、現在組織の在り方等について全庁的に協議を行います組織機構検討委員会での協議に向けて、関係課等含めて今3回ほど事前の検討を行っております。

今後、組織機構検討委員会での協議を経て、本年の12月議会で関連する議案を提出する予定としております。

○6番（立石幸徳） 私はこういった取組が、なぜ本市ではこうして他市と比べて遅れていくのか。状況的には本市は非常に厳しいのに、こういう対応が遅れること自体がどんどん他市のいろんな子育て支援、少子化対策、そういうものも政策にも響いていくわけですよ。

ですから、本当に今3回委員会をして、いろんなそれなりの回答が出ることを期待しておりますので、こういうものは速やかに取り組んで、そして取り組んだことが全て正解とか何とかというより、皆さん方が執行部で本当に知恵を絞って考えた在り方、公共施設の在り方、そういうものは、まずもう七、八割、こういうことでどうかという問題だったら、まず拙速であっても、急ぎで取り組んでくださいよ。でないと、何もしないということが一番よろしくないと思いますよ。そして、やるうちにまたいろいろ足りないところは改善なり手を加えていけばいいじゃないですか。

ぜひ、組織機構部会もしっかりした回答が出るように、12月議会でまたお尋ねをさせていただきます。

○9番（禰占通男） 先ほどありました地方創生と98ページのデジタル田園都市国家構想交付金についてここで8,800万円計上されていますけど、内容的にはどうなっているんですか、これ。

○水産商工課長（鮫島寿文） これにつきましては、もう何回か資料も提出しております。

お魚センターのリニューアル事業に対します、内閣府からの国庫補助金になっております。

○9番（禰占通男） 今も政府のトップの話が出ましたけど、これは4年度の繰越しということですけど、このデジタル構想、これは今の地方創生の、今ここに6年度分も資料をもらいましたけど、ここにもお魚センターのウォーターフロントということで載っていますけど、このデジタル田園都市国家構想の地方創生分は今後どうなるんですか、トップが変わって風向きが変わったんじゃないですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 少し私のほうから補足をさせていただきます。

今後につきましては、企画のほうから答えがあらうかと思いますが、内閣府の事業を使いまして、ウォーターフロント形成によるまちづくりということで、水産的な海業の振興、それも含めて事業費としては1億7,600万円程度の予算で事業を進めております。

内閣府のほうからの補助金8,800万円ですが、対象経費の2分の1補助ということで8,800万円の国庫補助を頂いているところです。

引き続き、今、ハード事業を主に令和5年度決算として上げておりますが、今議会でもお願いしました。今度はソフト事業ということで、複数年の事業で現在、このデジタル田園都市の同じ内閣府の事業で進めておりますので、引き続き、私どもとしましては、2分の1補助ということでもありますので、この内閣府の事業を使って地域振興を図っていきたくて考えております。

○9番（禰占通男） これまでどおり使用可能なら、もうそれは歓迎するところですけど、新聞等によりますと、トップが変わって、これが旗向きが変わっているいろいろな解説もありました。

今までもデジタル田園は、こんなものにも使えるのって私も職員の方々に聞くと、申請して認められればいいということをお返事なども得ました。ですから、今、水産商工課長が言われるように、利用できるものは利用できていいんですけど、また新たに今後トップも総裁選に動き出していますので、その中でどうなるか分からないことだと思うんですね。

また、その新しい事実なりが分かった段階で、我々議員にもある程度教えてもらいたいとそこは要望しておきます。

○企画調整課長（日渡輝明） 今ありましたデジタル田園都市国家構想交付金につきましては、今委員からもございましたように、多くの事例も示されているところでございます。

本市におきましても、各施策を実施していく中で対象となる事業がございましたら積極的に取り組んでいく考えです。

○9番（禰占通男） あと一つ、確認しておきたいことがあるんですけど、この決算書の歳入、これの25ページです。ここに弁償金2,000円があるんですけど、これは何の弁償金になるんですか。雑入です。

○税務課長（鮫島眞一） こちらの弁償金につきましては、原動機付自転車の標識の関係になります。廃車の手続をする際に、何らかの事情で、標識のほうを返却できない場合に、弁償金をいただいているものになります。

○議長（永野慶一郎） 1点だけ簡潔にお聞きします。

報告書の173ページのトモダチパークの関連で、A3判で頂きましたこの地方創生の検証資料の10ページで、項目は32建設課のところになるんですが、このトモダチパーク、低幼児向けの遊具が集まった公園と聞いていますが、小さな子供たちも遊びやすいと、いいのを造ってくれたという声が私のところにも届いておりますが、この低幼児向けの遊具だと思うんですが、障害者の子供たちが利用できるような遊具にもなっておりますか。

○建設課長（神浦正純） 現在、トモダチパークに設置している遊具関係については、今よく報道等でもありますインクルーシブ遊具というものだと思いますけど、誰もが、障害者の方々も使えるような遊具ということだと思うんですが、現在のところ、本市では、まだ設置に至っていないところでございます。

○議長（永野慶一郎） この検証資料の32番の概要欄を読むと、子供やその保護者、高齢者など、様々な世代の市民にとって魅力的な公園の在り方について研究しております。

昨日も教育費のところでもインクルーシブという言葉が出てきましたけども、今多様化の時代ということで、インクルーシブ、障害のある方にも理解をして、共生をしていくというのがインクルーシブということだと思うんですが、やはり肢体不自由の子供たちとか、健康な子供たちと一緒に遊べないとかですね、インクルーシブ遊具、公園、そういったのがあれば、車椅子でも遊具が使えるとか県内でも今設置が進んでいるようでございますが、今後、枕崎市としてそういったインクルーシブ遊具、公園を設置するようなお考えはないですか。

安心して子供たちも子育てができるという意味では、そういった声があっても、人口減少とかそういったものも、一つの分かれていくものになっていくんじゃないかなと思いますが、最後に、副市長に今後のそういった見解をお聞きしておきます。

○副市長（本田親行） 公園の在り方につきましても、少子高齢化への対応等も含めまして、遊

具の中身だとか、そういった方向も含めて総合的に検討してまいりたいと思います。

○委員長（豊留榮子） それではほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

認定事項第1号は、認定すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（豊留榮子） 異議もありませんので、認定事項第1号は、認定すべきものと決定いたしました。

ここで1時10分まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時10分 再開

△認定事項第2号 令和5年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

△認定事項第3号 令和5年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

○委員長（豊留榮子） 再開いたします。

これから、特別会計及び企業会計の決算審査に入ります。

まず、認定事項第2号令和5年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び認定事項第3号令和5年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、関連がありますので、一括議題といたします。

当局に説明を求めます。

○健康課長（平塚孝三） 認定事項第2号令和5年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第3号令和5年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要について、御説明いたします。

まず、認定事項第2号令和5年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算報告書の1ページをお開きください。

令和5年度の当初予算は、33億3,715万円で、令和4年度と比較して1億6263万3,000円の減となり、その後2回の補正を行い、最終予算現額は33億9,522万6,000円となりました。

歳入におきましては、調定総額33億8,083万5,000円に対し、収入済額33億4,168万7,000円となり、不納欠損額が389万2,000円、収入未済額が3,525万6,000円となりました。

歳出におきましては、予算現額33億9,522万6,000円に対し、支出済額33億3,711万2,000円で、不用額が5,811万4,000円となり、歳入歳出差引額は457万5,000円となりました。

歳入の主なものにつきまして申し上げます。

報告書の11ページをお開きください。

国保税の関係につきましては、後ほど税務課長から御説明いたします。

次に12ページをお開きください。

県支出金につきまして、保険給付費等交付金の普通交付金は、歳出における保険給付費の全額を支払うために県から交付されるもので、予算現額25億2,930万円に対し、25億0,467万3,590円の交付となりました。

特別交付金につきましては、保険者努力支援分、特別調整交付金分、都道府県繰入金2号分、特定健康診査等負担金の合計で、予算現額8,707万9,000円に対し、1億0,678万6,000円の交付となりました。

13ページを御覧ください。

繰入金のうち、他会計繰入金につきましては、予算現額 3 億3,780万5,000円に対し、2 億7,477万2,919円の繰入れとなっており、4 年度と比較して3,194万9,587円の増となっています。増となった主な理由は、その他一般会計繰入金の3,000万円の増などによるものです。

繰越金につきましては、予算現額812万1,000円に対し、812万1,786円となりました。

次に14ページをお開きください。

雑入の一般被保険者第三者納付金につきましては、予算現額300万円に対し、収入済額266万7,039円、一般被保険者返納金につきましては、予算現額1,000円に対し、収入済額 5 万4,469円、国庫支出金の健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金につきましては、収入済額 1 万5,000円となりました。

15ページを御覧ください。

歳出の主なものについて申し上げます。

歳出の構成比につきましては、保険給付費74.8%、国民健康保険事業費納付金22.9%で、合わせて97.7%を占めています。

総務費につきましては、2,020万9,120円の支出で、昨年度に市町村事務処理標準システム導入に係る改修委託を行っているため、4 年度と比較して2,892万8,125円減となっています。

保険給付費につきましては、24億9,720万2,254円の支出で、4 年度と比較して、一般被保険者の療養給付費で0.5%の減、療養費で6.1%の増、高額療養費で4.5%の増となっています。

これを被保険者一人当たりで比較しますと、療養給付費は、4 年度より4.7%増の41万8,488円、療養費は11.7%増の3,557円、高額療養費は10.0%増の6万9,518円となっています。

また、年間平均被保険者数は、4 年度より267人減の5,061人となりました。

次に16ページをお開きください。

国民健康保険事業費納付金につきましては、市町村が支払う保険給付費の全額を、県が保険給付費等交付金として交付するため、その財源として、県が市町村から徴収する納付金であります。

県は、県全体の保険給付費等を推計し、それを賄うための必要額を市町村ごとの医療費水準と所得水準などに応じて案分し、各市町村の納付金額を決定します。

5 年度の算定におきましては、本市の医療費水準を示す医療費指数は約1.286となり、医療給付費分として 5 億6,512万5,959円、後期高齢者支援金等分として 1 億5,550万7,469円、介護納付金分として4,412万1,513円の合計 7 億6,475万4,941円を納付しました。

保健事業費につきましては、特定健康診査等の事業に要する経費として、1,324万5,101円を支出しました。

疾病予防費につきましては、人間ドック補助等に要する経費として491万6,217円を支出しました。

医療費適正化特別対策事業及び保健事業費につきましては、従来から実施している医療事務の資格を有する会計年度任用職員 2 名によるレセプト点検のほか、重複受診等訪問指導委託事業、糖尿病重症化予防事業、特定健診未受診者勧奨事業などに要する経費として、1,280万8,938円を支出しました。

17ページを御覧ください。

諸支出金につきましては、保険税還付金136万3,600円、還付加算金2,200円、償還金1,947万5,160円、直営診療施設勘定繰出金110万円の合計2,194万0,960円を支出しました。

○**税務課長（鮫島眞一）** 令和 5 年度の国民健康保険税の決算について御説明いたします。

決算報告書の11ページをお開きください。

令和 5 年度の国民健康保険税は、当初予算において、現年課税分 3 億8,384万7,000円、滞納繰越分817万4,000円、合計 3 億9,202万1,000円を計上しました。

年度中の補正は、令和6年3月議会に提出した補正予算第2号において、現年課税分について3,901万1,000円を増額、4億2,285万8,000円とし、滞納繰越分を243万5,000円減額、573万9,000円とする補正を行いました。

これにより、令和5年度最終予算現計は現年滞納繰越合計で4億2,859万7,000円となっています。

収入済額は、現年課税分が4億2,372万8,535円、滞納繰越分が784万4,455円、合計で4億3,157万2,999円となり、予算現額に対し297万5,990円の増となっています。

調定額に対する収納率は、現年課税分が95.8%で、対前年度比1.8ポイントの低下、滞納繰越分が27.7%で、対前年度比2.2ポイントの低下、全体では91.7%で、前年より1.9ポイント低下しています。

県下19市における順位は2位となっています。

今後においても、厳しい納税環境の中ではございますが、税負担の公平という観点からも、滞納処分の強化等をさらに徹底しながら、繰越額の縮減と収納率の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○健康課長（平塚孝三） 次に、認定事項第3号令和5年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算報告書の1ページをお開きください。

令和5年度の当初予算は3億8,973万9,000円で、令和4年度と比較して237万3,000円の増となり、その後2回の補正を行い、最終予算現額は4億0,969万2,000円となりました。

歳入におきましては、調定総額4億0,660万1,000円に対し、収入済額4億0,503万円となり、不納欠損額11万4,000円、収入未済額が145万7,000円となりました。

次に歳出につきましては、予算現額4億969万2,000円に対し、支出済額4億0,198万7,000円で、不用額が770万5,000円となり、歳入歳出差引残額は304万3,000円となりました。

次に、歳入の主なものにつきまして申し上げます。

報告書の10ページをお開きください。

後期高齢者医療保険料の関係につきましては、後ほど税務課長から御説明いたします。

一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金として、1億2,338万8,425円の繰入となりました。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

12ページをお開きください。

総務費は事務経費として、282万7,975円を支出しました。

後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料と延滞金を合わせて2億7,769万6,972円と、基盤安定負担金1億2,008万1,425円を納付しました。

○税務課長（鮫島眞一） 令和5年度の後期高齢者医療保険料の決算について御説明いたします。

決算報告書の10ページをお開きください。

令和5年度の後期高齢者医療保険料は、現年度分、滞納繰越分合計で、予算現額2億7,845万1,000円に対し、収入済額は2億7,759万3,573円で、予算現額に対しては85万7,427円の減となりました。

調定額に対する収納率は、現年度分が前年度と同率の99.7%で、滞納繰越分が37.9%で、対前年度比26.5ポイントの低下となり、全体では99.4%と対前年度比0.2ポイントの低下となっています。

今後とも収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○健康課長（平塚孝三） 以上、主な点のみ申し上げますが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（豊留榮子） ただいま説明がありました。委員の質疑に際しましてはページや事業名をお示しの上、質疑されるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等、分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたしますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは審査をお願いいたします。

○6番（立石幸徳） 税務課長の説明の中で、令和5年度ですね、国保補正第2号において、3,600万円ぐらいの増税をやったというような説明があったかと思うんですが、令和5年の2号補正は、今年の3月1日に出された3月議会での最終補正みたいですね。

3,600万円の増税はどのような形で実施されたんですかね。

もちろん審査にも関わっているんですけど、ちょっと記憶が定かじゃないんですけど。

○税務課長（鮫島眞一） 6番委員の御質問は、令和6年3月議会に提出した補正予算第2号において、現年課税分について3,901万1,000円を増額した、この部分での御質問ですか。（「そうですね」と言う者あり）

この増額補正につきましては、令和5年度分の当初予算は、令和4年分の収入を基に、見込みで計上をしているわけですが、所得等が申告により確定しましたので、それに基づき、令和6年3月議会に実際の額に合わせた形で補正を行っております。

見込み額と実際の額との差額分を増額補正をさせていただいております。

○6番（立石幸徳） 税率改定とかそういうものやって、3,600万円を捻出したんじゃないで、その見込みと違ってきたので、5年度最終補正で増額したというより、増額になったと。こういう捉え方のほうがいいと思うんですけどね。

それで、この増額もですけど、もう一点健康課長の説明で、繰入金で3,000万円ぐらい5年度で増えたわけですね。

要するに繰入金の説明が、一般会計からのその他一般会計繰入金ですというんですけど、結局5年度決算にまたいいますか、最終的にその他一般会計からの繰入れをしなければならなかったのは、国保会計が繰入れをしないと赤字になると、そういう状況にあったと考えればいいんですか。

○健康課長（平塚孝三） 令和5年度の国民健康保険特別会計の決算状況において、その他一般会計繰入金、いわゆる法定外繰入の予算、最終補正の予算現額ですが、9,232万2,000円の予算に対しまして、約4,000万円繰入れすることで赤字は生じないだろうということで、その相当額の繰入れをお願いし、今回の決算は、4,000万円繰り入れることによって、457万5,000円の決算繰越となったところです。

○6番（立石幸徳） 当初の一般会計からの繰入れの見込みといいましようか、それと違ってきた。

そして、最終補正では税は増収になっているわけですね。その当初の見込みというのは、その増収分と今言われた繰入金を合わせると、約6,000万円の見込み違いというふうになるんですか。

○健康課長（平塚孝三） 先ほど税務課長から説明ありましたが、その相当額の実際の調定見込額が増額されたということで、補正しております。その分法定外繰入も予算上落としたということになっております。

○6番（立石幸徳） マスクをしているから聞き取れないんですけど、税務課長が説明した分を、当初から予想していたのでという説明ですかね。

○健康課長（平塚孝三） 先ほど税務課長から約3,900万円調定額が増えるということで、歳入を補正しております。

その相当額というかそれを調整した形で、当初に見込んでいた法定外繰入もその分を落としま

して、補正をお願いしたところです。

○6番（立石幸徳） 落としたちゅうことは、繰入れのほうは、このその他一般会計繰入ですよ。本来なら6,000万円ぐらいになる見込みだったけど、税の増収分があったので3,000万円の繰入れで済んだという説明ですか。

○健康課長（平塚孝三） 結果的にそういうことになると思います。

○6番（立石幸徳） いや、結果的にと言ったって、最終的には5年度当初時点では、6,000万円ほどのはっきり言って、見込み違いというか、それは国保ですからね、ずっとやっていくうちに、なかなかぴしゃっと最後まで、見通すことはなかなか難しい、医療費は不確定要素がいっぱいありますからね。

ただ一応結果的にその辺をきちっと整理しないとイケないということで聞いているんですよ。

そこで、大体の5年度の流れは分かったんですけど、国保会計は、今度も一般会計から繰入れはしているわけですけどね。

やはり早急にといいましょうか、そういった一般会計繰入れが発生しないような、要するに赤字にならないような取組でないと、特に、私も以前も一般質問をしましたが、広域で、他市との共同歩調を持って、いろいろこれから納付金算定もしてくる中で、我が市だけが赤字を抱えていくということは非常に足並みがそろいにくいわけでしょう。

ですから、なぜこういうことを言うかちゅうと、この5年度においても、その4年度あるいは3年度あたりから、本市も税率改定を検討しているという話があったわけですよ。

しかし税率改正はしなかった。せずにしたほうがよかったちゅう意味じゃないですよ。結果的にですね。税率改定をしないまま、ずっとほかの二次医療圏、他市と足並みをそろえていけるんですか。

○健康課長（平塚孝三） 令和6年度の当初予算の予算委員会的时候にも述べているんですが、市長が施政方針の中で述べたように、必要であれば、7年度の改定に向けて、6年度中に検討を行うという方針は決めているところです。

令和6年度の税率改定につきましては、令和4年度の決算状況が、赤字の状況が200万円弱だったということと、それと4年度決算で赤字が大幅に減少した要因としましては、歳出に当たり、県が事業費納付金を算定する際に用いる標準保険料率の算定に必要な保険料総額について、3年度と4年度を比較すると2,800万円の減少等があったと。

歳入においては、軽減を含めた国保税の3年度決算と4年度決算の比較で1,500万円の減少にとどまった。それを相殺しますと、1,300万円の財政不足の解消につながっているということで、5年度も同様の状況がその当時は見込まれるということで、その段階で5年度の赤字の想定が難しいということと、県内の他市の改定状況を見ると、12月でありますとか、3月に改定して、8月の本賦課につなげていくという状況でありましたので、6年度の国保税率の改定は見送りいたしまして、5年度の決算状況を見て、7年度の改定に向けて、6年度中に検討を行うという方針でしたので、今年度の決算状況を見ますと、実質3,500万円の赤字とやっぱその分に……。

（「聞き取れないんですけど、委員長、マイクを使うように議員ばかりじゃなくて、執行部にも言ってくださいよ」と言う者あり）実質3,500万円の赤字の決算状況になったということで、今後7年度の税率改定に向けて検討していくということとしております。

○6番（立石幸徳） 今の説明からいきますと、税率改定の余地が、可能性が強いと見ておいたほうがいいわけですね。

○健康課長（平塚孝三） そのとおりでございます。

○9番（禰占通男） 今ありましたように、当初の予算と決算によって、説明にもありますけど、2回の補正で33億9,500万円ということになったと。

その中でこの下に歳出において、5,800万円の不用額ということでありますよねここに。これ

ってですよ、先ほども出ましたけど、見込み違いということですけど、当初これ予測された分じゃないですか。この予算に対しての不用額が5,800万円、結局は差引きで457万5,000円が不用額となったということですけど、だからここがどうも腑に落ちない。予算に対しての不用額ということ。

○健康課長（平塚孝三） 不用額の主なものにつきましては、15ページをお開きください。

15ページの保険給付費に、不用額が4,384万4,746円ということで、大きな不用額になっているんですが、これは、それぞれ被保険者が……。15ページです、15ページの真ん中に保険給付費という費目がありますが、その不用額につきまして4,384万4,746円と、この保険給付費につきましては、被保険者が医療機関に診療、入院あるいは外来の診療を受けて、医療機関が国保連合会にレセプトで請求すると。

請求しまして2か月後に請求が来るんですが、その医療費が疾病の流行だったり、それぞれの被保険者の重症度だったりということで、なかなか見込みがつかなく、予算としては大きく見込んでおかないと、この給付費を支払えないということになりますので、このような決算になっているところですよ。

○6番（立石幸徳） 5年度の交付金の関係ですね、保険者努力支援分、予算書の12ページ、4つあるんですけど、これは例年とすると、どういう状況になっているんですかね。保険者努力支援分1,400万円。

○健康課長（平塚孝三） 保険者努力支援制度ですが、この保険者努力支援制度とは、国保保険者による医療費適正化の取組など、保険者の機能の強化を促す観点から、適正かつ客観的な指標に基づき、都道府県、市町村ごとに保険者として取組状況や実績を点数化して、それに応じて、国から交付金を交付することで、国保の財政基盤を強化する制度となっております。

評価の指標につきましては、保険者共通の経営評価指標として、特定健康診査でありますとか、特定健診結果に基づく、受診勧奨等の取組の実施状況、生活習慣病の発症予防の実施状況とか、いろいろ項目があります。

国保の固有の評価指標として、収納率向上に関する取組の実施状況でありますとか、医療費分析等に関する取組の実施状況という、そういった評価指標に基づきまして、毎年度取組評価ということで評点されているところですよ。

令和5年度の結果としましては、満点が940点のうち555点で、県内19市のうち16位というような状況になっているところですよ。

○6番（立石幸徳） 以前は本市も順位が上位ちゅうか、いいところにあったかと思うんですが、これはこれで努力していただきたいと思います。

それからあと確認したいのは、まず財政安定化支援事業、これは例年として5,200万円ぐらいですね。例年とするとどうなっているんですか。

○健康課長（平塚孝三） 財政安定化支援事業繰入の額ですが、3年度からでよろしいですか。——3年度決算が5,085万3,000円、4年度決算が5,287万3,000円、5年度決算が5,234万4,000円で、対前年度比較で52万9,000円の減となっております。

○6番（立石幸徳） 確認ですけど、この財政安定化支援事業のいわゆる算定根拠になる条件は、ここ数年で変更はないんですか。

例えば、ベッド数が多いところには、それだけ割増しとか何とかいろんな条件がついていますよね。最近に変更なしですか。

○健康課長（平塚孝三） 令和2年度に病床数が多いことという条件がなくなりまして、2年度、3年度、4年度の条件は同じです。

○6番（立石幸徳） それから最後にですね、保険基盤の安定、いわゆる7割、5割の低所得者への分ですけど、まず全体の中で、軽減世帯の割合はどうなっているんですか。

○健康課長（平塚孝三） 令和5年度の11月1日の保険基盤安定負担金交付申請時における数値で申し上げますと、軽減世帯が全世帯で3,522世帯、そのうち7割軽減が1,294、5割軽減が675、2割軽減が540世帯の2,509世帯となっております。軽減世帯は全体の71.2%を占めております。4年度の比率で申しますと70.3%で比率が若干増えている状況です。

○6番（立石幸徳） 軽減世帯がどんどん増えていくことについて、国の何らかの対応策は出てきていないんですか。

つまり、私はもうずっと言っているんですけど、軽減をするのは、特別措置、特例ですよ。特例を受ける方が、もう7割もいるという、そういった制度ははっきり言ってもうおかしいですよ。正常な方より、特例を受ける人が圧倒的に多いわけですからね。

そんなおかしな制度を国は黙っとるものだなと思っているんですけど。

○健康課長（平塚孝三） 国民健康保健事業は、従来から高齢者、低所得者が多いという、そういった構造的なものもありますので、軽減世帯も多くなっているのではないかなと思っています。またその制度の改革について、検討がなされているとか、そういった情報は来ていないところですよ。

○9番（禰占通男） 決算書の3ページと15ページの歳出と審査意見書をまとめてですけど、実際、医療費を抑えるっちゅうか、4年度より上がっているわけですから、被保険者が少なくなると、そういうふうに医療費を抑えるという今ここに説明もありますけど、いろいろやっている部分が3ページに何かこう手だてはあるんですかね。被保険者も少なくなっている中で。

○健康課長（平塚孝三） 医療費削減の取組ということで、例えば、後発医薬品の利用の差額の通知を行ったり、特定健診の結果について、特定保健指導の対象になった方は、健康センターに来所していただき、保健指導を実施して継続支援を行ったりしまして、早期発見、早期治療をしていただくことで将来的な医療費は削減されると考えておりますので、地道な取組ではありますが、今取り組んでいる事業を継続して、将来的な医療費抑制に努めていきたいと考えております。

○9番（禰占通男） 課長の言うことも分かるんですけど、ここ近年、医療の発達は結構すごいですよね。

その中で、早期発見で普通は探し当てられないものも発見できて、そういうのも医療費の増になっているんじゃないかと。なぜかという、結局平均寿命も延びて、健康寿命も延びて、それで医療費の対象者が多くなっているということですよ。ここで、被保険者も少なくなっている。それで医療費が上がるということですよ。

だから、ここに書いてある説明も、十何年ほとんど変わっていないんですけど、変わったのはジェネリック医薬品の使用促進を国がして、もう六、七年ぐらいなるかな、後発医薬品の使用促進ということですね。

こういった場合、今ほとんど病院でもジェネリックを処方しますよね。

昔は薬局に行っても知らん顔していたのを私も感じましたけど、それで最後は保険料をどうするかっちゅうことですよ。

先ほどの県の支出分と、うちの保険料で賄う分をどうするかということで、一般会計からの繰入分を保険料に上乗せするのかということですよ、最終的にはね。どのぐらいまで可能ですか。

一般会計で繰り入れている分を保険料に転化するといったらどのぐらい保険料が上がりますかね。

○健康課長（平塚孝三） 国保財政が安定化するかシミュレーションをしてみなければ、一人当たりどの程度上げればいいのかとか、そういったものはできませんので、これからいろんなパターンでシミュレーションいたしまして、検討していきたいと考えております。

○6番（立石幸徳） 検討する際にですね、まだちょっと不安定な面があって、今、自民党総裁の選考中ですからね。

その中には、いわゆる社会保険料に子育て支援分は、もう転化しないという主張をされている人もいます。ただ一般的には、その分の法案ですか、もう成立しているみたいですので、これが26年度からですか。その分も見通した上で、今度の国保税の税率改定は当然検討されるわけですか。

○健康課長（平塚孝三） 子育て支援の増額分についても決定しておりますので、8年度には改定しないとイケないと決定しております。

今度検討する分は、7年度にどう改定するかということになりますが、当然8年度の改定の影響も考慮して協議していかないといけないと考えております。

○9番（禰占通男） もう最後にしますけど、本当に単純な質問です。

消費税を上げてきました。社会保険料に使うということで、税率を上げるときも本当に大義名分で言われたんですけど、この国保関係に対しての消費税の相当分はどのぐらい入っているものですか。国保に対しては。私は一番そこを知りたいんです。

○財政課長（笹原正二） 消費税の引上げ分、社会保障財源分の使い道については、一般会計の決算報告書の81ページに記載してございます。

地方消費税交付金、社会保障財源化分が充てられた社会保障施策に要した経費ということで、表の中ほどに社会保険という欄がございます。

ここに国民健康保険事業（繰出金）とございますが、左側の令和5年度の表を見ていただきますと、決算額2億8,477万3,000円に対しまして、地方消費税交付金の社会保障財源化分を2,670万8,000円充てたということとしております。地方消費税交付金自体が一般財源として措置されております。

社会保障財源化分につきましては、全て100%基準財政収入額で見られますので、この分が、もともと国の地方財政計画の中で、ここは丸々使われると見た中での地方交付税の算定となっていてございまして。一般財源としてこのような使い方をしていてございまして。

○9番（禰占通男） この分を国保の被保険者一人頭で割った場合幾らになりますか。

○健康課長（平塚孝三） 平均被保険者数が5,061人おりますが、それで割ると5,277円です。

○9番（禰占通男） 5,200円だとですよ、7割・5割・2割だったかな、その辺に移した場合はこれでも足りないんでしょう。軽減税率の部分の方に対しては、どの程度になりますかね。

○健康課長（平塚孝三） 保険税の軽減分ということで、保険基盤安定繰入を入れていますが、その軽減分として1億1,237万7,240円繰入れていますので、先ほどの2,670万8,000円と比較しましても、相当離れている、差があるところです。

○9番（禰占通男） 本当に6番委員が言いましたけど、簡単に言えば消費税を充てると言っとって、それに今度は子育てももらいますっちゃう、今、総裁選も一生懸命やっていると、あれ聞きたくないような、やっていないことばかり並べ立ててやっているんですよ。

ここで言うことでもないでしょうけど、私は、消費税分は最低限7割ぐらいとか、そこら辺の人を無料にできるぐらいを望むところだけど、これを我々がどうすることもできないんだけど、何か方法とかないんですかね。

○健康課長（平塚孝三） 今の軽減分の繰入れにつきましては、保険基盤安定繰入れということで繰入れておりますが、県が4分の3の補助というか、県の負担がありますので、その4分の1が市の財源となっているところです。そういった支援はされているところです。

○財政課長（笹原正二） この基盤安定保険税軽減分、保険者支援分につきましても、先ほど健康課長からありましたとおり、保険税軽減分は県負担金が4分の3、そして保険者支援分は国庫が2分の1、県が4分の1ということで、あとは一般財源になるんですが、これらについては普通交付税措置もされております。

ほぼほぼ普通交付税で算定されておりますので、これに対する実質的な市の負担はないところ

でございます。

○8番（眞茅弘美） 16ページの款項目特定健康診査等事業費、これ今予算額が1,800万円ぐらいで支出が1,324万5,000円ぐらいと出ておりますが、そこで3ページの先ほどから出ておりますが、医療費を抑える取組といたしまして、この特定健康診査が行われていると思うんですが、こちらに前年度から比べると、0.8ポイント減の42.6%の見込みとなったとございますが、最初の人数は何名で何名の受診だったんでしょうか。

○健康課長（平塚孝三） 令和5年度の見込み数値として対象者数が3,800人、受診者数が1,619人ということで42.6%の受診率になっております。

令和4年度は3,997人が対象者、受診者数が1,736人ということで43.4%ということで、0.8ポイント下落したということとなっております。

○8番（眞茅弘美） 1,619人が受診されたということで、そのうち健康指導を受ける対象者、こちらの人数と終了された方の人数をお願いします。

○健康課長（平塚孝三） 特定保健指導の状況ということでお答えいたします。

特定健診の結果は基本的には郵送しております。特定保健指導の対象になった方は、健康センターに来所していただきまして保健指導を実施し、継続支援を行っている。また、結果相談会を開催いたしまして、特定保健指導対象でない方で希望する方にも保健指導を実施しているところです。

特定健診の結果に基づいて抽出されたハイリスク者、114名ハイリスク者の該当者がおったのですけれども、その方につきましては運動教室の案内等を送付しているところです。

ハイリスク者を対象とした運動教室を3回開催したのですけれども、9人が参加したという状況です。

それとあと集団健診と個別健診の結果に基づく動機付け支援対象者が101人、積極的支援対象者が29人の合計130人が特定保健の指導対象者となっております。

そのうち動機付け支援の終了者は44人、さっき101名と言いましたけどその終了者は44人、積極的支援の終了者は先ほど対象者29人と申し上げましたけれども、終了者は11人でありまして、合わせて55人の保健指導が終了しているところです。

○8番（眞茅弘美） 先ほどもございましたけども、早期発見することによって医療費負担も抑えられると思います。この特定健診は本当にありがたい取組で、市民の方の中には、この特定健診を受けることで早期に発見できてよかったという声も聞きますので、何とかこの特定健診を受けられる数値を上げていけるように今後も努力のほうよろしくをお願いします。

○6番（立石幸徳） 後期の関係で、先ほどの子育て支援との関連で、後期高齢者の保険からも子育て支援に回すようになってきているんですね。

ただその後期の医療保険制度がスタートできたのは、各社会保険、あるいは国民健康保険、各保険から後期については支援をしないと後期高齢者保険が成り立たないということで、国保のほうからも医療分・後期分・介護分という3本立てで支援をしているんですね。

ところが、今度は後期の対象者がどんどん高齢者というか増えてきて、今度は後期の高齢者保険からも、子育て支援に回しましょうというような状況になってきていますよね。

だから、子育て支援に回すぐらいの余裕があるのであれば、もう後期の高齢者医療保険制度というのも大きく見直す必要があるんじゃないかと思ったりするんですけど、その点の議論は出てないんですか。

○健康課長（平塚孝三） 今、6番委員から質問があった件については、そういった情報は受けてないところです。

○12番（吉嶺周作） 国保の被保険者数が5,061名ですけど、このうち前期高齢者は何名ほどおられるんですか。

○健康課長（平塚孝三） 令和5年3月末で、全体で5,167人です。前期高齢者が1,739人となっているということです。

○12番（吉嶺周作） そうすると、令和4年度の国保の被保険者数は、5年度が4年度より267名減少しているんですけど、この理由は後期高齢者のほうに回ったとかそういう理由になるんですかね。

○健康課長（平塚孝三） 昭和20年から22年生まれの団塊の世代が、令和6年中に全て後期高齢者に移る時期となっておりますので、相当数が後期高齢者のほうに移っている状況です。

○12番（吉嶺周作） そうすると、前期高齢者数が1,700名程度、後期高齢者が4,400名ぐらいで高齢者が6,000名ぐらいいるんですけど、高齢化率は令和5年度では本市は四十何%ぐらいになっているんですか。

○福祉課長（福永賢一） 令和6年3月末の高齢化率は43.0%となっております。

○12番（吉嶺周作） 今後の推測としては、高齢化率はまだ上がっていくんですかね。

○健康課長（平塚孝三） 高齢化率は65歳以上になります。後期高齢者は75歳が後期高齢になりますので、高齢化率とは一致しない。対象が違いますので、一致しないことになりますけれども、高齢化率が上がっていきますので、当然、後期高齢者は増えていく状況になると思います。

先ほど前期高齢者の人数を申しましたけれども、前期高齢者は70歳以上になりますので、70歳から74歳までが国保の前期高齢者です。

○12番（吉嶺周作） 65歳から74歳までが前期高齢者じゃなかったですか。

○健康課長（平塚孝三） 70歳を超えて74歳までが前期高齢者、75歳から後期高齢者となっております。

○6番（立石幸徳） 前期高齢者も交付金はかつてはありましたよね。現在はもうないんですか。

前期高齢者の数が多い国保運営者、保険者に交付金が来ると。なぜ聞くかということ、平成24年ぐらいはあったんじゃないですか。

この前期高齢者の対象者数のカウントを本市は単純大間違いをして、2億円ぐらい交付金がもらえなかったわけですよ。でも、それは、いずれ国のほうが後年度、精算をするということで、県のほうから貸付けをしてくれたんですよ。だから、その当時は前期高齢者に対する交付金というのがあったんですけど、今、勘定科目を見るけどどこにもないもんだから、今ないわけですか。

○健康課長（平塚孝三） 枕崎市の国保に直接来るその前期高齢者の交付金は現在ありません。

○6番（立石幸徳） 今の説明を聞くと、つまり平成30年ですか、大きな制度改正があって、前期高齢者の交付がもう県のほうに行くと、こういうふうを考えればいいんですか。

○健康課長（平塚孝三） そのとおりでございます。

県のほうに前期高齢者の交付金ということで交付されるシステムになっているようです。

○委員長（豊留榮子） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

まず、認定事項第2号は、認定すべきものとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（豊留榮子） 異議もありませんので、認定事項第2号は、認定すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。

次に、認定事項第3号は、認定すべきものとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（豊留榮子） 異議ありませんので、認定事項第3号は、認定すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため10分間休憩いたします。

午後2時22分 休憩

午後2時33分 再開

△認定事項第4号 令和5年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算

○委員長（豊留榮子）

再開いたします。

次に、認定事項第4号令和5年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○福祉課長（福永賢一） 認定事項第4号令和5年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

決算報告書の1ページをお開きください。

令和5年度の当初予算額は29億9,356万円で、その後3回の補正を行い、最終予算額は32億7,218万3,000円となりました。

歳入におきましては、調定額30億5,207万1,000円に対し、収入済額30億4,767万2,000円、不納欠損額82万円、還付未済額16万3,000円、収入未済額374万2,000円となりました。

5ページを御覧ください。

歳入のうち、保険料につきましては、調定額4億9,810万3,000円に対し、収入済額4億9,370万4,000円で、収納率99.1%となり、令和4年度と同率となりました。

1ページにお戻りください。

歳出におきましては、予算現額32億7,218万3,000円に対し、支出済額27億9,195万円で、4億8,023万3,000円の不用額となり、収支残額は2億5,572万2,000円となりました。

2ページをお開きください。

歳入総額30億4,767万2,000円に対し、歳出総額27億9,195万円で、差引き2億5,572万2,000円の黒字となりました。

3ページを御覧ください。

令和5年度事業の成果について申し上げます。

まず、総務費は介護保険の事務経費であり、4,628万7,000円の事業費のうち約82%に当たる3,790万円を南薩介護保険事務組合負担金が占めています。

保険給付費は、令和5年度の予算現額28億4,486万8,000円に対し、23億8,672万5,000円の支出となり、予算現額に対しては4億5,814万3,000円、16.1%の減、また令和4年度実績に対しては892万9,000円、0.4%の増となりました。

なお、2ページに記載してありますとおり、介護サービス等諸費は、前年度実績を上回ったものの当初見込み（第8期計画）より下回りましたが、要因は、居宅介護サービス給付費では訪問介護や通所介護のサービスが伸びなかったことと、地域密着型介護サービス給付費では、看護小規模多機能型居宅介護事業所の稼働開始が遅れたこと、また、施設介護サービス給付費では、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院のサービス給付が当初見込みを下回ったこと等によるものです。

介護予防サービス等諸費については、前年度実績を上回ったものの、当初見込みを下回りましたが、これは、介護予防通所リハビリテーションや介護予防短期入所サービス、介護予防特定施設入居者生活介護などの利用実績の減が大きな要因となっています。

また、要介護認定率については、令和6年3月末の要介護認定率は前年度から微増し16.8%となっており、このことも給付費が伸びない要因の一つとなっています。

地域支援事業費は、要支援・要介護状態になることを予防し、できる限り地域における自立した日常生活を支援するための事業経費7,666万1,000円で、令和4年度に対し155万5,000円、2.7%の増となりました。

基金積立金につきましては、介護給付費の財源等としての介護給付費準備基金への積立金9,091万2,000円であります。なお、現時点における令和6年度末の介護給付費準備基金の残高は、4億6,359万9,000円と見込んでいます。

諸支出金につきましては、介護保険料の還付金並びに令和4年度分に係る介護給付費負担金等の国・県への償還金、介護給付費交付金等の社会保険診療報酬支払基金への償還金及び一般会計繰入金の精算返納分1億9,136万5,000円です。

以上、説明いたしました。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（豊留榮子） ただいま説明がありましたが、委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、質疑されるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたしますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは審査をお願いいたします。

○3番（辻本貴志） 19ページの包括的支援事業・任意事業費の中の8番ですね。地域ケア会議推進事業費について伺います。

今年度も昨年度も、予算に対して4分の1程度の支出となっていますが、この辺の状況についてお聞かせください。

○地域包括ケア推進課長（川野優治） 地域ケア会議推進事業の概要について申し上げます。

地域ケア個別会議は令和元年度に保健所の指導を受け、地域包括支援センターが中心となり、専門職等による定期的な介護予防のための個別会議を実施しているところです。お尋ねの金額が少ないというのは、令和5年度の金額としまして、報償費が3万4,600円ということで会議に出席していただいた方への報償費となっているところです。

○3番（辻本貴志） 会議費の報償費ということで、これは会議が予定よりも行われている回数が少ないと理解してよろしいでしょうか。

○地域包括ケア推進課長（川野優治） 予算につきましては2回開催するところを1回しか開催できなかったところでもあります。

○3番（辻本貴志） この地域ケア会議については枕崎市老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画の中にも、地域課題の発見、整理、開発とかいったことにもつながると、重要な位置づけとなりますと書いてあるんですが、ここがあまり開催できていないというのは何か原因があるのでしょうか。

○地域包括ケア推進課長（川野優治） 推進会議におきましては年2回予定しまして、先ほど1回しか開催できなかったということですが、それ以外に個別会議も開催しております。

それについては予算が伴わない部分ですので、全くしていないというわけではなくて、定期的な会議の中で、いろんな地域の課題であったり、そういう関係者を交えて協議を行っているところがございます。

○3番（辻本貴志） こういった地域ケア会議は、個人の要介護の状態も含めですけど、地域課題の発見というのがやっぱり大事になると思っておりますので、ぜひこれからも、継続して開催できるようにお願いします。

○6番（立石幸徳） 幾つかお尋ねをします。

まず、この2ページに書かれている要介護認定率、5年度は16.8%と福祉課長のほうで微増

ということで昨年は16.7%になっていますね。それで、これは従前もちょっとあったんですけど、この南薩介護保険事務組合の中でも枕崎市は非常に認定率が低いというか、他市の認定率の状況は今どうなっている。

○福祉課長（福永賢一） 今年5月末に開催された南薩介護保険事務組合主催の3市を含めた会議の中で資料が出てきておりますが、時期がずれているのですけれども、令和6年2月末の状況になるんですが、枕崎市がこの時点で16.78%なのですが、南さつま市が20.08%、南九州市が20.49%という数字で報告がなされております。

○6番（立石幸徳） 本市の認定率が低いというか、要するに元気老人が割合としては多いついていう捉え方になるのか、その辺の要因についてはどう考えておられるんですかね。

○福祉課長（福永賢一） てげてげ広場や筋トレサロンなど介護予防事業等の以前からの推進が浸透してきている部分も大きな影響があると思っておりますが、これが必ずしも全て把握できているかと言われると、そこはなかなか介護が必要な方も申請をしていないという部分が全くないとは言い切れませんので。ただ、それは本市だけの特徴にはならないかと思しますので、総体的に認定率が低い部分については、そういった介護予防事業の推進が功を奏していると判断できるのではないかと考えているところです。

○6番（立石幸徳） 今説明があったようにこれが全ての介護あるいは枕崎市の高齢者のいわゆる健康度というか状況を表すかというのは確かに疑問ですよ。

ただ、そこでこの介護認定率そのものはどういう形で試算してくるんですか。

○福祉課長（福永賢一） 要介護認定、要支援認定を受けている人と、1号被保険者全体の認定を受けている人の割合ということになります。

○6番（立石幸徳） 1号被保険者ということになると、対象者は2号とは当然違うんですけど、全ての本市の住民はそういう捉え方になるんですか、どうなんですか。

○福祉課長（福永賢一） 介護保険証を交付している65歳以上の方になります。

○6番（立石幸徳） わかりました。それから、一番基本になるこの第9期の介護保険事業計画、3月にもらっているんですけど、当然これ4年度から準備をし、アンケート調査やニーズ調査をし、5年度にはいろいろと会議も開いてまとめてきたのが本年3月に出てきたと思いますのでね。

まず、そのニーズ調査の段階では、新しくどういったニーズが出てきたと考えればいいんですか。

○福祉課長（福永賢一） ニーズといいますか、今回の調査だけではなくて3年ごとに調査は行っているんですけども、全体的な高齢者本人あるいは介護している家族の方々、若年層、そういった方々を抽出して3年ごとにやっているんですが、今回の分ということよりも、これまでのニーズはやはりできるだけ幾つになっても、住み慣れた自宅で、できるだけ長く生活していきたいという意向が、やはり3年ごとにやってもそれが大きく求めている部分だとは感じているところです。

○6番（立石幸徳） 補正の審査のときにも、決算審査でまたお尋ねすると保留していましたが、介護人材ですよ。ここにも今、事業計画にも書いているんですよ、外国人の対応、あるいはロボット、本市として介護人材を確保するための、本市独自のあるいは本市のしっかりした人材確保という意味ではどういった検討になっているんですかね。

○福祉課長（福永賢一） 福祉課サイド、保険者として、明確な介護人材確保のための施策の確たる制度は持っていないところですが、現在介護人材を含めた、人材確保策につながるものとして、御紹介できるものとしては、枕崎中学校で未来塾を年に1回行っておまして、そこに市内のあらゆる業種の方に中学校に来ていただいて授業をする形をとっておるようですが、その中に市内の介護事業所職員、これには保育所の保育士も入ったりするんですけども、そういった方がそういった仕事の内容の説明をしたりして、仕事に対する理解と認識を深めてもらい、仕事

の魅力の発信をしているものがございます。これは将来的に介護人材の確保につながる可能性のあるものと思っております。

また、企画調整課が取り組むものとして、市内及び近隣市の高校生を対象とした合同企業説明会や企業訪問に介護事業所を運営する法人が含まれている部分がございますので、今当局として説明できるものはこういったものになるのかなと思っております。

○6番（立石幸徳） この人材確保で介護報酬については、どういう見通しというか、そりゃあすばらしい聖職っていうかそういうものであっても、業務に携わる人はそれなりのやっぱり報いっていうか、ないとなかなか人材確保っていうのはつながらないと思うんですけど、介護報酬は今後どういう状況になっていくと担当課では予想されているんですか。

○福祉課長（福永賢一） 介護報酬については、国の社会保障審議会で議論して改定していくものでありますので、そこを注視していくしかないところであります。

ただ、今回の6年度の介護報酬改定においては、一部に減額された部分もあって、そういったところが以前の議会でも一般質問やこの委員会でも答弁した記憶もございますが、なかなか市で対応はできないところで、いろんな会議等の中でもそれを補填する市はないのかと、会議の中の議題とかでそういったのには出てきていますが、本市としては今のところそういった介護事業所自体からのそういった要望等も今のところございませんし、そういった補填とかそういったのを検討している段階にはないところで。

ただ、今後そういった介護報酬が下がった部分でヘルパー不足に拍車がかかるのではないかと保険者としては危惧しております。その部分で対応策の一つとして、今回のこの9期の介護保険事業計画では、訪問介護事業者が報酬改定で減額になったわけですが、そういった訪問介護機能のある小規模多機能型居宅介護事業所の利用定員の緩和を実施するとともに、サテライト型事業所の整備について、この9期の3年間で整備をしていくということで、これはもう具体的に動いておりますので、そういったので整備されることで、ヘルパー不足等の訪問介護の機能の補う部分になるのではないかと考えているところで。

○6番（立石幸徳） 本市においてはその介護事業所の倒産、破綻とかはまだ出てはいないわけでしょう。そこは確認させてください。

○福祉課長（福永賢一） 訪問介護事業所につきましては、社会福祉協議会が訪問介護事業所を以前していたのを、たしか令和3年度までだったと思いますが、廃止して以降は、デイサービス事業所で広域型で多くの定員を設けてしていた事業所が地域密着型に移行する、小規模に移行するっていう動きはありますけれども、事業所そのものの廃止は社会福祉協議会以降はございません。

○4番（上迫正幸） 高齢者元気度アップ・ポイント事業についてお伺いたします。これは介護予防や……。

○委員長（豊留榮子） 4番、ページ数をお示しく下さい。

○4番（上迫正幸） すみません19ページ。介護予防や健康づくりを目的としてやっていると思います。それ以外の目的はどのようなものがあるんでしょうか。

○地域包括ケア推進課長（川野優治） この元気度アップ・ポイント事業につきましては、高齢者が意欲や能力を生かして、社会に関わり続け、周囲の支えにより地域で自立して暮らしを続けられるそのような社会を実現することを目的に多くの高齢者が健康づくりに取り組んだり、様々な地域社会活動に参加したり、生活に役立つもの、サービスを活用しながら、自分らしい暮らしを続けられるような目的に事業を展開しているところでございます。

○4番（上迫正幸） 参加登録者の全体の数と男女別が分かれば教えてください。

○地域包括ケア推進課長（川野優治） 申し訳ありません、参加登録者数については今この場で把握できていないのですが、商品券へ交換した人数といいますのが、令和5年度につきましては

1,010人いました。ちなみに令和4年度は928人、令和3年度は999人、令和2年度は1,049人となっている状況でございます。

○4番（上迫正幸） 参加登録は、地域包括ケア推進課まで来て申請書を出すんですか。

○地域包括ケア推進課参事（天達純子） 登録は、筋トレサロンとかでついでに広場の会場で管理を委託しているところがありますので、そのところで申込みができます。あと、地域で行っている趣味活動のところ、城山センターや立神センターの方が申込書を受け取って地域包括ケア推進課のほうに届けてくださるので、直接来られる方はあまりいらっしゃらないです。

○4番（上迫正幸） 主な対象活動は幾つぐらいあるんですか。

○地域包括ケア推進課長（川野優治） 主な対象活動につきましては、多くございます。25活動ぐらいあります。

中身をちょっと紹介しますと、男性料理教室だったり、特定健診に行っていたり、11月頃に開催しています血圧を測ろう祭りに参加していただいたり、あと筋トレサロン、きばらん海クラブの活動等が対象になっているところなんです。

○4番（上迫正幸） 介護予防と健康づくりということで、皆さんに周知して、たくさんの方に参加していただけるようによろしくお願いします。

○6番（立石幸徳） 元気度アップ・ポイント事業で、これは課長のほうに私も直接足を運びましたので、数か月前に鹿児島県がこの元気度アップ・ポイント事業の補助金を打ち切ったと。その記事を見た元気度アップ・ポイント事業に非常に積極的に喜んで参加していた人たちが、県が補助金を打ち切ったとなると、枕崎は元気度アップ・ポイント事業はもうなくなるのと、非常に心配されて、どうなのかという問合せを受けたんですね。

担当のほうに行ったら、いや、県の補助事業と枕崎市の元気度アップ・ポイント事業の財源は違うんで、枕崎はそのままずっと存続しますよという説明で安心したんですが、私が安心してもしょうないで、要するに元気度アップ・ポイント事業に本当に喜んできている人たちの間には、枕崎の元気度アップ・ポイント事業は県からの財源じゃなくて、これは枕崎から独自で続くん다는ことは周知方というか、それについては、皆さんにもう分かっていたらいいんですか。

○地域包括ケア推進課長（川野優治） 6番委員のおっしゃるとおり、たしか7月に報道がされたと思うんですけど、県の補助金が令和6年4月に廃止されたところでございます。

本市におきましては、以前は県の補助金をもらいながら事業を進めておりましたが、令和4年度に5,000円から3,500円に単価が引き下げられたため、その時点で協議を行いまして、令和4年度からは、地域支援事業交付金を活用して、事業に取り組んでいるところでございます。

市民への通知につきましては、毎年、元気度アップ・ポイント事業については広報紙とかで皆さんにお知らせしておりますので、それについては今年度も通知をしておりますので、続けていくものだと市民は理解しているものと思っております。

○9番（禰占通男） 2ページの要介護認定率についての説明ですけど、これ高齢者の数でいって、ほかの県下の市町村ということは、認定率は何%ぐらいになっているんですか。

○委員長（豊留榮子） 先ほど質疑されて答弁もいただいています。

○福祉課長（福永賢一） 先ほど6番委員からの質疑だったと思いますが、近隣の部分は答弁いたしました。県内全体は把握できておりません。

○9番（禰占通男） そうすると、うちのこの文章を読むとですよ、16.8%が低いということで喜ばしいと、介護保険の支出につながるということなんですけど、大体、県とか国とかの認定って大まかでいったらどうなるんですか。

○福祉課長（福永賢一） 国や県の平均的な数値については、具体的な数字でお示しはできませんが、国や県よりも低いというふうには把握しております。

○9番（禰占通男） これは元気度アップ・ポイント事業が始まった頃もそういう記述があった

と思うんですけど、それで確認したんですけど、機会があったらまた教えてもらいたいと思います。

あともう一つ、介護報酬改定に伴うシステムの改修等、11ページです。そして最終ページのこの償還金ということで、ある自治体が介護給付費用、支給ミスがあったと。それで返還する分は足りなかった分はどうするのか、そこまでは載っていなかったんですけど、うちとしては、そういうものは何か5年間ぐらいも続いて、担当者が積算ミスをしたみたいなのということになっていたんですけど、どうなんですか、システム改修と、こういう介護報酬の支払いについての錯誤なりとか。

○福祉課長（福永賢一） 本市は基幹システムの中に介護保険のシステムを組み込んでございます。毎月、国保連合会からそういった介護の利用した内容等が別システムの国保連合会とつながっている部分のシステムで来たものを取り込んで、その基幹システムの中に入れていきます。

そして、支払い等につきましても、国保連合会とつながっているシステムを通じて、それをチェックした上で、支払い手続を行いますので、本市でそういった間違いは、これまでのところ確認はできておりません。ないものと思っているところです。

今回のシステム改修につきましては、介護報酬の改定ということで3年ごとに報酬が変わる部分のその基幹システムの改修になります。

それから償還金につきましては、前年度の精算分としての余剰不用額、前年度の不用額を精算して、4年度の不用額を5年度に繰越して、それを国庫、県支払い基金に返す分ということでの精算額ということになります。

○9番（禰占通男） 今、課長がおっしゃられたことも記事の中に載っているんですよ、国庫への返還。県へのまた返還ということで、なければそれでいいです。

あともう一点、13ページですけど、ここに介護給付費不正請求の返還金に係る加算金とあるんですけど、これちょっと説明をもらいたいと思ひまして。

○福祉課長（福永賢一） 市外の介護事業所が不正請求で県の行政処分を受けた事業所があったところに、本市の被保険者が利用していた部分で、本市が保険者として介護報酬の支払い等をしていましたので、そこに係る加算金もその事業所から収納したということになります。

○9番（禰占通男） 予算現額にも1,000円ってなっていますよね。ということは、これ予定されているということですかね、何がしかは。

○福祉課長（福永賢一） 当初予算は枠として1,000円を毎年当初予算で計上しているところです。

○8番（眞茅弘美） 審査意見書の24ページと、税務課より提出いただいています資料の2ページの部分でお聞きしたいんですけども、介護保険料は大体年金から引かれたり、給与からって支払いになると思うんですけども、ここの収納率を説明していただきたいんですけども。

○税務課長（鮫島眞一） 税務課から提出いたしました9月議会提出資料の2ページを使って御説明したいと思います。

まず、現年度分につきましては、1番、現年度分特別徴収保険料という記載につきましては、公的年金からの特別徴収いわゆる年金天引きによるものになっております。

そして、その下の現年度分普通徴収保険料については、特別徴収でない、納付書をお送りして、御自分で納めたり、口座振替で納付したりというものになります。

一般的に65歳になりますと、介護保険の介護保険料の御負担をお願いするわけですがけれども、65歳になって賦課が発生してすぐ年金からの特別徴収が始まるのではなくて、その方が特別徴収に該当するかどうかを、年金支払い者である年金機構などに照会をいたします。

年金額など特別徴収の条件がございますので、その条件に合う方は、年金支払い者から、特別徴収が可能であるという回答が来ますので、それから特別徴収の保険料額を年金支払い者に通知

するというやり取りを行いますので、数か月から半年ぐらい日数がかかっている状況になります。

特別徴収になるまでの間は普通徴収ということで御自分で納めていただくことになりますので、右側の収納率を見ていただければ、特別徴収、年金からの天引き部分については、収納率が100パーセントになっていまして、その下の普通徴収については、諸事情で納付が遅れている方がありますので、収納率が100%にはなっていないという状況にあります。

○8番（眞茅弘美） 分かりました。

それではこの審査意見書の25ページの不納欠損処分の内訳のところですけども、今ここに記載してあるのは2年度と3年度ということですけども、5年度に関してはどうでしょうか。大体このような理由でということでしょうか。

○税務課長（鮫島眞一） 審査意見書の25ページの上段の部分、不納欠損処分の内訳というところで、区分が2年度、3年度、合計という記載があるかと思えます。

決算報告書の10ページをお開きいただきたいと思えます。

下の表のところに、不納欠損処分の内訳ということで、令和5年度に不納欠損を行いました。

内訳が令和5年度に行った分が上段に、前年度の令和4年度に行った分を参考までということで、下段のほうに記載があります。この上段の令和5年度に不納欠損を行いました内容について、2年度、3年度という部分には、令和2年度賦課の分と令和3年度賦課の分の内訳を詳細に記載をしています。

ですので、令和5年度分の記載につきましては、10ページの部分に記載がありまして、これを詳細に書いた部分が、審査意見書の25ページの部分と見ていただければよろしいかと思えます。

○8番（眞茅弘美） 承知しました。

それからもう一点、決算報告書の3ページですけども、基金積立金が9,000万円ぐらいですけども、昨年度と比べて倍以上ということで、この理由をお願いします。

○福祉課長（福永賢一） 5年度の積立額につきましては、4年度の決算に伴い、不用額となった歳入から歳出を引いたいわゆる黒字額、そこは歳出に応じて負担割合が国と県と市と被保険者と2号被保険者、その方々の拠出をもって事業が成り立ってプラマイゼロにしないとイケないわけですけども、そこを余剰になった部分を国に不用額として精算して、20%から25%程度になるんですけども、介護事業の精算金として、本来この金額が必要だったのにたくさんもらっていたから返すというその同じ考え方で被保険者に返す、保険料をもらっていますので、本来であれば、被保険者に一人一人精算をするのが正しいのかもしれませんが、そういうことができないので、そこで余剰になった部分は基金に積み立てて、以降の保険料の負担軽減に充てていくという考え方になりますので、今回のこの9,000万円につきましては、前年度の余剰分の保険料相当分ということで御理解いただければと思います。

○6番（立石幸徳） 私は介護度の判定ですね、これ一時期非常にコンピューターというか、機械でやる場合と医者はじめ判定委員会で最終的には判定をしていく、そういう流れの中で、今現在はかつてのように介護度判定で食い違ったとか、違う判定になってきたとか、そういう事例はもうないんですか。

○福祉課長（福永賢一） 年に数件程度、以前はそういう認定された介護度が思ったよりも軽いんじゃないかということで、もっと重い介護度じゃないのかなということで、申請をされて、再認定を受けられるケースが数件あったんですけど、最近は特に担当としては受けてないということですので、おおむねそのような違ったっていうのはなくなっているのかなと思っておりません。

補正審査の中で、6番委員から宿題ということで、決算のときで構わないからということで、高額医療介護合算の関係の具体的な説明をしてくれと私は受けたつもりですが、説明してよろし

いですか。——それでは具体的な例を用いて説明いたします。

高額医療合算介護サービス給付費については、健康保険ごとの単位で、世帯で医療に係る自己負担と介護に係る自己負担を合算して、一定金額を超えた部分が給付される制度になりますが、具体的な例で申しますと、60代後半の夫婦の旦那さんのAさんが1年間に医療を50万円自己負担がありました。それから同じく60代後半の奥様Bさん、同じ国保になるんですけども、この方は医療はなくて介護が年間に20万円支払いがございました。医療と介護で年間合計で世帯で70万円支払っております。

ここの世帯が、所得が2人合わせて210万円以下の世帯ということで住民税はかかっているんですが、所得が210万以下ということで、この合算した限度額が年間60万円という基準になっております。なので、70万円支払っておりますので、10万円を超えた分ということで返ってくる額になるんですが、これが70万円のうちの50万が医療ということで、国保のほうから返ってくる額が案分されて、7万1,000円程度、これは円まで案分されます。概算で言いますけど7万1,000円、そして介護のほうで返ってくる分が2万9,000円、合わせて10万円が返ってくるというふうになります。

以上が説明になります。

○委員長（豊留榮子） 以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

認定事項第4号は、認定すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（豊留榮子） 異議もありませんので、認定事項第4号は、認定すべきものと決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時31分 散会